

平成 28 年度 介護保険指定事業者集団指導

説明資料

P.1～8 介護支援専門員に係る改正事項等について

P.9～91 その他連絡事項等について

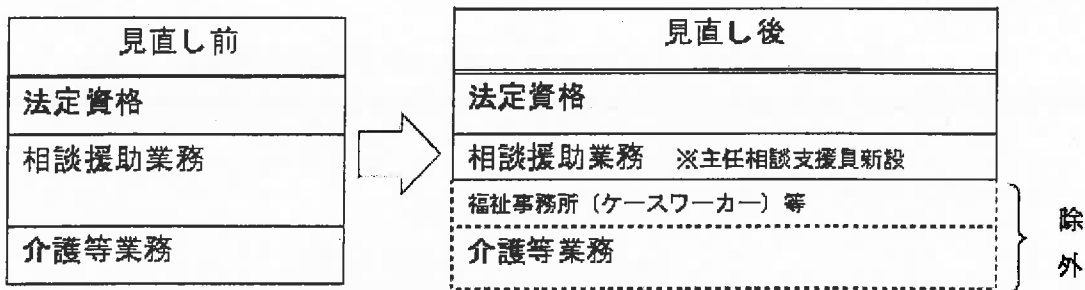
岐阜県健康福祉部高齢福祉課

介護支援専門員に係る改正事項等について

「介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上と今後のあり方に関する検討会における議論の中間的な整理（平成25年1月7日）」及び、「介護保険制度の見直しに関する意見（平成25年12月20日社会保障審議会介護保険部会）」での提言を基に、介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件や、介護支援専門員の各法定研修のカリキュラムが見直された。

1. 介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格等について

§ 見直しの概要 §



介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件の見直し（省令、通知改正） 別紙

○介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格（下記のいずれかの要件を満たす者）

1. 法定資格保有者

保健・医療・福祉に関する以下の法定資格に基づく業務に従事した期間

（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、鍼灸師、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士）

2. 生活相談員

生活相談員として、（地域密着型）介護老人福祉施設・（地域密着型）特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間

3. 支援相談員

支援相談員として、介護老人保健施設において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間

4. 相談支援専門員

障害者総合支援法第5条第16項及び児童福祉法第6条の2第6項に規定する事業の従事者として従事した期間

5. 主任相談支援員

生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する事業の従事者として従事した期間

通算して5年以上

※平成27年2月12日 介護保険最新情報 Vol.420 より

○ 介護支援専門員の資質、専門性を向上させるため、受験資格を上記の1～5の期間を通算して5年以上かつ900日以上とする。

※1 「1. 法定資格保持者」の従事期間は、当該資格取得日以降の期間。また、対象の法定資格を有していても、要援護者に対する対人の直接的な援助業務ではない業務への従事期間は、実務経験の期間に含まない。

※2 平成29年度試験までは、従来の受験資格で受験可能とする経過措置あり。

○ 保有資格によって認められていた解答免除の廃止（平成27年度試験から実施済み）

○ 指定試験実施機関

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会（TEL：058-273-2181）

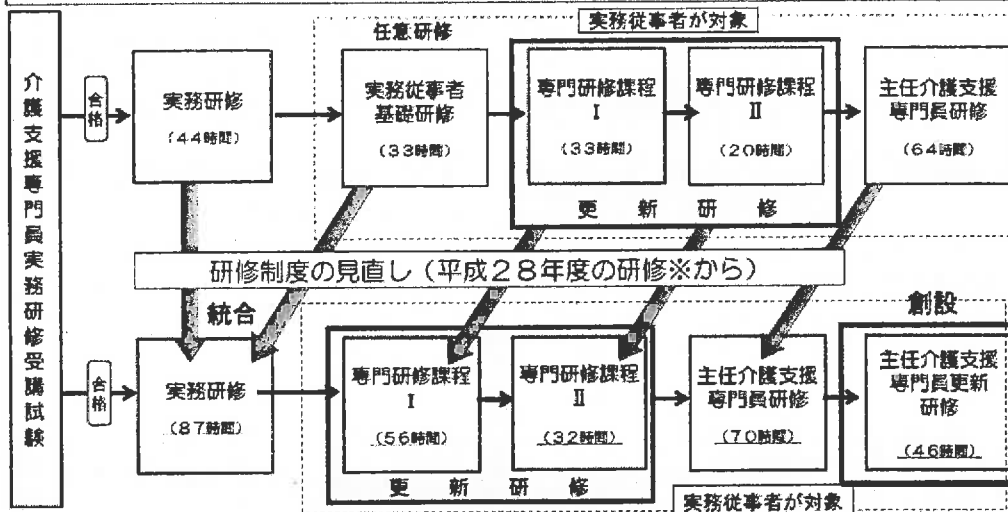
2. 介護支援専門員の各法定研修のカリキュラム改正について

§ 改正概要 §

介護支援専門員（ケアマネジャー）の研修制度の見直し

別紙1

- 地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、利用者の尊厳を重んじた自立支援に資するケアマネジメントを実践できる専門職を養成するため、介護支援専門員に係る研修制度を見直し。
 - 入口の研修である介護支援専門員実務研修を充実するため、任意の研修となっている介護支援専門員実務研修を介護支援専門員実務研修に統合。
 - 主任介護支援専門員に更新制を導入し、更新時の研修として更新研修を創設。
 - 専門職として修得すべき知識、技術を確認するため、各研修修了時に修了評価を実施。
- ※赤枠が今回の改正部分



(※) 実務研修等は平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から、専門研修等は平成28年4月1日から施行。

(注) 今回の主任更新研修以外の研修については、告示(平成26年6月2日)及び局長通知(平成26年7月4日)にて改正済。

1

※平成27年2月12日 介護保険最新情報 Vol. 419 より

○各研修のカリキュラム見直しに伴い、研修の時間数が増加

○主任介護支援専門員の更新制度（5年）が新しく始まり、「主任介護支援専門員更新研修」が創設

1. 実務研修

<主な改正点>

- ・ 旧カリキュラムの「実務従事者基礎研修」と統合し、研修内容が充実化する。
- ・ 国が推進する「地域包括ケアシステム」、「医療との連携」、「多職種協働」の分野についての科目が新たに加わる。
- ・ いくつかの症例ごとに事例検討を行う科目が増えるなど、演習科目が拡充される。
- ・ 実習科目の中に、居宅介護支援事業所でケアマネジメントの一連の作業を見学する「見学実習」が新設される。(後述)

2. 専門研修（専門Ⅰ課程）

<主な改正点>

- ・ 国が重視する「地域包括ケアシステム」、「医療との連携」、「多職種協働」の分野についての講義科目が新たに加わる。
- ・ 旧カリキュラムでは講義科目が中心だったが、新カリキュラムではより実践的な研修となるよう、7つの種類の側面から事例検討を行う演習科目が中心になる。

3. 専門研修（専門Ⅱ課程）

<主な改正点>

- ・ 旧カリキュラムでは「居宅介護支援」または「施設介護支援」の選択制だったが、新カリキュラムではより実践的な研修となるよう、「居宅介護支援」、「施設介護支援」の分類が無くなり、専門Ⅰ課程と同様に7つの類型に関して事例検討を行う演習科目が中心になる。

4. 主任介護支援専門員研修

<主な改正点>

- ・ 国が重視する「医療との連携」、「多職種協働」についての科目が加わる。
- ・ 主任介護支援専門員更新研修が新設され、5年ごとの更新制が導入される。

5. 主任介護支援専門員更新研修（平成28年度より新設）

- ・ 主任介護支援専門員の更なる資質向上を目的に、平成28年度から新設される。
- ・ 類型ごとの事例検討科目が中心となる。

※ 主任介護支援専門員更新研修の修了者は、介護支援専門員の更新研修を受講したものと見なされる。また、主任介護支援専門員更新研修修了による介護支援専門員証の更新申請があった場合、更新後の介護支援専門員証の有効期間満了日は、主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間満了日（発行日から5年を超えない日まで）に書き換えて交付される。

実務研修 改正概要

旧カリキュラム (H27年度まで)

研修科目(介護支援専門員実務研修)		時間
講義	介護保険制度の理念と介護支援専門員	2
	介護支援サービス(ケアマネジメント)の基本	2
	要介護認定等の基礎	2
	介護支援サービス(ケアマネジメント)の基礎技術	
	要付及び相談と契約	1
	アセスメント、ニーズの把握の方法	2
	居宅サービス計画等の作成	2
	モニタリングの方法	2
	実習オリエンテーション	1
	介護支援サービス(ケアマネジメント)の展開技術	
	相談面接技術の理解	3
	地域包括支援センターの概要	2
	介護支援サービス(ケアマネジメント)の基礎技術	
	アセスメント、ニーズの把握の方法	4
アセスメント、居宅サービス計画等作成演習	6	
居宅サービス計画等の作成	4	
演習	介護予防支援(ケアマネジメント)	4
	介護支援サービス(ケアマネジメント)の展開技術	
	チームアプローチ演習	3
実習	意見交換、調研	1
	介護支援サービス(ケアマネジメント)の基礎技術に関する実習	4.4
合計		4.4

研修科目(介護支援専門員実務研修)		時間	
講義	ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理	3	
	ケアマネジメントのプロセスとその基本的考え方	7	
	ケアマネジメント演習調研	6	
	ケアマネジメント点検演習	1.4	
	研修を振り返っての意見交換、ネットワーク作り	3	
	合計		3.8

新カリキュラム (H28年度から)

研修科目(新・介護支援専門員実務研修)		時間
講義・演習	介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント	3
	ケアマネジメントに係る法令等の理解(新)	2
	地域包括ケアシステム及び社会資源(新)	3
	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義(新)	3
	人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理(新)	2
	ケアマネジメントのプロセス(新)	2
	実習オリエンテーション	1
	自立支援のためのケアマネジメントの基本	6
	相談援助の専門職としての基本姿勢及び相談援助技術の基礎	4
	利用者、多くの職種等の専門職等への説明及び合意(新)	2
	介護支援専門員に求められるマネジメント(チームマネジメント)(新)	2
	ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術	
	要付及び相談並びに契約	1
	アセスメント及びニーズの把握の方法	6
	居宅サービス計画等の作成	4
	サービス担当者会議の意義及び進め方(新)	4
	モニタリング及び評価	4
	実習振り返り	3
	ケアマネジメントの展開(新)	
	基礎理解	3
	脳血管疾患に関する事例	5
	認知症に関する事例	5
	筋骨格系疾患と併用症候群に関する事例	5
	内臓の機能不全(糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等)に関する事例	5
	嚥取に関する事例	5
	アセスメント、居宅サービス計画等作成の総合演習(新)	5
	研修全体を振り返っての意見交換、調研及びネットワーク作り	2
実習	ケアマネジメントの基礎技術に関する実習	6.7
	合計	6.7

任意研修であつた実務従事者基礎研修を統合(=実務研修の充実)

専門研修 I 課程 改正概要

旧カリキュラム (H27年度まで)

研修科目(専門研修 I)		時間
講義	介護保険制度論	2
	対人個別援助	2
	ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理	1
	ケアマネジメントのプロセスとその基本的考え方	3
	保健医療福祉の基礎理解「高齢者の疾病と対応及び生. 治療との連携」	4
	保健医療福祉の基礎理解「社会資源活用」	3
	保健医療福祉の基礎理解「人格の尊重及び権利擁護」	2
	保健医療福祉の基礎理解「リハビリテーション」	3
	保健医療福祉の基礎理解「認知症高齢者・精神疾患」	3
	サービスの活用と連携「訪問介護・訪問入浴介護」	3
	サービスの活用と連携「訪問看護・訪問リハビリテーション」	3
	サービスの活用と連携「居宅療養管理指導」	3
	サービスの活用と連携「通所介護・通所リハビリテーション」	3
	サービスの活用と連携「短期入所・介護保険施設」	3
	サービスの活用と連携「介護保険施設、認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護」	3
サービスの活用と連携「福祉用具・住宅改修」	3	
演習	対人個別援助技術(ソーシャルケースワーク)	9
	※3科目を選択して受講	合計 3.3

新カリキュラム (H28年度から)

研修科目(専門研修 I)		時間
講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状	3
	対人個別援助技術及び地域援助技術	3
	ケアマネジメントの実践における倫理	2
	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践(新)	4
	個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習(新)	2
	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定	
	ケアマネジメントの演習(新)	
	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	4
	嚥取り等における看護サービスの活用に関する事例	4
	認知症に関する事例	4
講義・演習	入院時等における医療との連携に関する事例	4
	家族への支援の視点が必要な事例	4
	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	4
	状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス、施設サービス等)の活用に関する事例	4
	研修全体を振り返っての意見交換、調研及びネットワーク作り(新)	2
	合計	5.6

専門研修Ⅱ課程 改正概要

旧カリキュラム (H27年度まで)

研修科目 (専門研修Ⅱ)		時間
講義	介護支援専門員特別講義	2
	介護支援専門員の課題	3
	「居宅介護支援」事例研究 ※1	6
	「施設介護支援」事例研究 ※2	6
演習	サービス担当者会議演習	3
	「居宅介護支援」演習 ※1	5
	「施設介護支援」演習 ※2	6
	※1か※2を選択して受講	合計 20

新カリキュラム (H28年度から)

研修科目 (専門研修Ⅱ)		時間
講義・演習	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	4
	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 (新)	
	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	4
	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	4
	認知症に関する事例	4
	入退院時における患者との連携に関する事例	4
	家族への支援の視点が必要な事例	4
	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	4
	状態に応じた多様なサービス (地域密着型サービス、施設サービス等) の活用に関する事例	4
	合計	32

主任介護支援専門員研修 改正概要

旧カリキュラム (H27年度まで)

研修科目		時間
講義	対人援助者監督指導 (スーパービジョン)	6
	地域援助技術 (コミュニティソーシャルワーク)	3
	人事・経営管理に関する講義	3
	主任介護支援専門員の役割と視点	5
	ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の梳理	3
	ターミナルケア	3
	人事・経営管理	3
	サービス展開におけるリスクマネジメント	3
演習	対人援助者監督指導	12
	地域援助技術	3
	事例研究及び事例指導方法	18
合計	64	

新カリキュラム (H28年度から)

研修科目		時間
講義	主任介護支援専門員の役割と視点	5
	ケアマネジメントの実践における論理的な課題に対する支援	2
	ターミナルケア	3
	人材育成及び業務管理	3
	運営管理におけるリスクマネジメント	3
	地域援助技術	6
	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実現 (新)	6
演習・演習	対人援助者監督指導	18
	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	24
合計	70	

※1 上記の表は、平成26年7月4日 介護保険最新情報 Vol.383に掲載。

※2 再研修・更新研修 (実務未経験者対象) については、実務研修のカリキュラムに準じ、54時間の研修を行う。

※3 主任介護支援専門員更新研修は、介護保険制度、地域包括ケアシステムに関する講義のほか、専門研修と同様に7類型の事例についての演習を行う。

<実務研修の実習について>

1. 概要

1. 目的

実習現場でのケアマネジメントプロセスの経験を通じて、実践に当たっての留意点や今後の学習課題等を認識する。

2. 概要

・実習に当たっては、利用者への居宅訪問を行い、アセスメントの実施、居宅サービス計画の作成、サービス担当者会議の準備・同席、モニタリングの実施、給付管理業務の方法など一連のケアマネジメントプロセスの実習を行う。

2. ポイント

- ・ これまでの研修でも行われていた、「一つの事例に取り組んでケアプランを作成する」実習も引き続き行われる。今回の見直しでは、実務に入る前にできるだけ多くの要介護高齢者の生活を知ることが必要との考え方から、様々な利用者の生活の様子を見ることができ「見学」の内容が追加された。
- ・ 介護支援専門員が行う一連のケアマネジメントプロセス（インテーク・アセスメント・プランニング・サービス担当者会議・モニタリング・給付管理）の各場面を実際に見学する。また、実習に入る前に各科目で学んだ内容を振り返り、実習を通じてどのようなことを学びたいかという目標設定を受講者自ら行うことが重要となる。
- ・ 実習を行う期間は、介護支援専門員実務研修の7日目（前期日程最終日）から8日目（後期日程開始日）までの約3か月間のうちの3日間程度とされているが、これは合計の実習時間数が3日程度相当になればよいということであり、必ずしも3日連続で実施する必要はない。
- ・ 実習は、主任介護支援専門員の配置があり、事前に指定研修実施機関に登録した指定居宅介護支援事業所で行われる。実習指導者は、原則として受け入れる事業所の主任介護支援専門員があたる。
なお、受講生が実習を行う事業所については、指定研修実施機関が調整を行い決定する。

§ 注意事項 §

1. 新カリキュラムの適用日について

- ・ 研修の新カリキュラムの適用日については、以下のとおり。
実務研修、再研修、更新研修（実務未経験者対象）
適用日：平成 28 年 11 月 22 日
（平成 28 年度介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表日）
その他の研修（専門研修Ⅰ課程及びⅡ課程、主任介護支援専門員研修など）
適用日：平成 28 年 4 月 1 日から適用済み。

2. 介護支援専門員実務研修の日程について

- ・ 平成 28 年度から介護支援専門員実務研修のカリキュラムが拡充されることに伴い、平成 28 年度の試験合格者が受講する介護支援専門員実務研修は平成 29 年 5～6 月頃に修了する予定となる。
- ・ 介護支援専門員実務研修修了者が介護支援専門員として業務を行うことができるのは、実務研修を修了し、介護支援専門員証の交付を受けた日以降となるため、今年度以降の介護支援専門員実務研修の修了日については、居宅介護支援事業所をはじめ、介護支援専門員の配置が必要な各事業所・施設においてもご留意いただきたい。

3. 主任介護支援専門員の更新制度について

- ・ 主任介護支援専門員の資格の有効期間については、『主任介護支援専門員研修』または『主任介護支援専門員更新研修』の修了証明書発行日から 5 年を超えない日』とされており、更新するためには有効期間内に「主任介護支援専門員更新研修」を修了する必要がある。主任介護支援専門員更新研修の修了者は、介護支援専門員の更新研修を受講したものと見なされるため、「主任介護支援専門員更新研修」修了者が、介護支援専門員証の更新を申請する場合も、同様に有効期間内に行う必要がある。
 - ・ 主任介護支援専門員資格を更新せずに、主任介護支援専門員の有効期間を満了した場合、主任介護支援専門員資格は失効する。
 - ・ 更新予定者は、有効期間や更新研修の受講可能年度等を確認して受講されたい。
- ※ 平成 25 年度以前に主任介護支援専門員研修を修了した主任介護支援専門員については、有効期間に関する経過措置がある。

【参考】

< 県ホームページ 「主任介護支援専門員の資格の取扱いについて」 >

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/shikaku-kenshu/>

11215/index.data/syunin_cm_toriatukai.pdf

< 岐阜県居宅介護支援事業協議会 「主任介護支援専門員更新研修」 >

<http://www.gifu-kyokai.jp/syuninkousinkensyuu.html>

4. 指定研修実施機関について

・ 介護支援専門員実務研修、再研修、専門研修、更新研修、主任介護支援専門員研修

[指定研修実施機関] 社会福祉法人岐阜県福祉事業団 岐阜県福祉総合相談センター

TEL : 058-239-8063

・ 主任介護支援専門員更新研修

[指定研修実施機関] 特定非営利活動法人 岐阜県居宅介護支援事業協議会

TEL : 058-322-3155

＜その他の連絡事項＞

1. 指定居宅介護支援事業所の介護報酬について <P. 11>
2. 各事業所／施設における非常災害、防犯等の対策について <P. 13>
3. 福祉避難所について <P. 67>
4. 介護人材確保に向けた各種事業のご案内等について <P. 69>
5. 高齢者虐待について <P. 85>
6. 事業所のメールアドレス登録について <P. 87>
7. 香料自粛について <P. 89>
8. 問合せ先について <P. 91>

1. 指定居宅介護支援事業所の介護報酬について

<1 特定事業所集中減算>

- ・ 特定事業所集中減算については、サービスごとの紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合、所管の県事務所に届け出る必要があり、80%を超えたことの正当な理由がある場合は、それも提出する必要があります。なお、提出された正当な理由を県が不相当と判断した場合は、減算が適用されることとなっています。
- ・ 正当な理由の審査結果については、平成28年度前期（H28.3～28.8）判定分より、「正当な理由として不相当であると判断した場合のみ審査結果通知を发出する（正当な理由として適当であると認められれば、審査結果通知は发出しない）」こととしていますので、ご留意願います。

<2 特定事業所加算>

- ・ 特定事業所加算の要件のうち、「介護支援専門員実務研修における実習科目『ケアマネジメントの基礎技術に関する実習』等に協力又は協力体制を確保していること」という要件が、平成28年11月22日（平成28年度介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表日）から適用されます。
- ・ 「協力及び協力体制」については、研修において受入が行われていることに限らず、受入が可能な体制が整っていることを指すため、事業者と研修実施機関との間で、実習の受入についての協定を締結する等の手続きをしていただく必要があります。
- ・ 今後、新規に特定事業所加算Ⅰ～Ⅲの算定を届け出る事業所は、体制等状況一覧表等に併せ、事業者が締結した協定書の写しも提出する必要があります。
取扱いの詳細については、県ホームページ「指定居宅介護支援事業所の皆様へ」をご参照願います（下記参照）。
- ・ 協定の締結については、介護支援専門員実務研修の指定研修実施機関（社会福祉法人岐阜県福祉事業団 岐阜県福祉総合相談センター）にお問い合わせください。

社会福祉法人岐阜県福祉事業団 岐阜県福祉総合相談センター
TEL : 058-239-8063

岐阜県ホームページ 居宅介護支援事業所の皆様へ

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/>

[kaigo-hoken/11215/kyotakukaigoshien.html](http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/kaigo-hoken/11215/kyotakukaigoshien.html)

老総発 0909 第 1 号
老高発 0909 第 1 号
老振発 0909 第 1 号
老老発 0909 第 1 号
平成 28 年 9 月 9 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部(局)殿
中核市

厚生労働省老健局総務課長
(公印省略)
高齢者支援課長
(公印省略)
振興課長
(公印省略)
老人保健課長
(公印省略)

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

8月31日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

介護保険施設等は、自力避難困難な方も多く利用されていることから、介護保険施設等においては、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

これまでも「介護保険施設等における防災対策の強化について」(平成24年4月20日老総発 0420 第1号、老高発 0420 第1号、老振発 0420 第1号、老老発 0420 第1号)等のほか、今回の被害を踏まえ発出した「社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について」(平成28年9月1日雇児総発 0901 第3号、社援基発

0901 第1号、障障発 0901 第1号、老高発 0901 第1号)の各通知及び関係法令に基づき、介護保険施設等の非常災害対策に万全を期するよう、指導を行っていただいているところですが、今回の被害の状況を踏まえて特に留意すべき事項を下記のとおりまとめましたので、管内市町村及び貴管下介護保険施設等へ周知いただくとともに、都道府県、市町村におかれては、水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況(実施時期等)に関し、指導・助言いただき、その結果について点検いただくようお願いいたします。

また、下記3に記載しているとおり、非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況については、別紙項目について年末時点の状況を調査する予定ですので、ご承知おきください。なお、下記1、2に記載する留意点については、下記3に記載する調査対象施設に加えて、通所系サービスも含めて対応いただく事項となりますので、都道府県におかれては、併せて管内市町村に対し、その旨の周知をお願いします。

なお、本通知につきましては、内閣府や消防庁等関係省庁及び省内関係部局と協議済みであることを申し添えます。

記

1 情報の把握及び避難の判断について

介護保険施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の公的機関による情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようにすること。

このため、災害時に市町村が発令する「避難準備情報」等を介護保険施設等が入手する方法について、停電等の場合も含め、予め所在市町村に確認すること。

また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成27年8月19日付内閣府策定)において、「避難準備情報」発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の開始が求められることから、予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。「避難勧告」や「避難指示」においても、適切に行動すること。なお、これらの実施に当たっては、内閣府が作成した別添1「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」も参照すること。

特に、近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じること。

「避難準備情報」等に基づき、職員に求められる行動に関しては、別添2「今後の水害等に備

えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成 28 年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課)を参照願いたい。

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

介護保険施設等は、非常災害に関する具体的な計画(以下「非常災害対策計画」という。)を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとする。

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる。非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとするのが重要であり、別添3～5の資料も参考としながら、各介護保険施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。

【具体的な項目例】

- ・ 介護保険施設等の立地条件(地形 等)
- ・ 災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員 等)
- ・ 避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時 等)
- ・ 避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等)
- ・ 避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間 等)
- ・ 避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等) 等)
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等)
- ・ 関係機関との連携体制 等

また、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

さらに、避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施すること。

非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必

要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進めること。

非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力することとし、特に、地域密着型サービスにおいては、「運営推進会議」等において、地域の関係者と課題や対応策を共有しておくこと。

上記に記載した留意事項は、今般の事案の課題を踏まえたものであるが、既に発出されている通知等も踏まえて介護保険施設等における非常災害対策を講じること。

非常災害対策計画策定の参考となる資料として別添3～5の資料を添付するので、併せて参考とすること。

3 点検及び指導・助言について

都道府県及び市町村は、上記1、2に記載した留意事項を踏まえ、介護保険施設等における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されているが項目等が不十分である場合については、速やかに改善し、遅くとも年内までに改善されるよう、指導・助言を行うこと。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を実施できていない場合には、速やかに実施し、遅くとも避難訓練実施の予定を年内までに立てるように指導・助言を行うこと。

別紙の3の対象施設における別紙の1、2に記載した項目について、今年末時点の状況を都道府県又は市町村において把握及び報告をお願いすることとなる。

なお、別紙の項目については、今後、状況により変更する可能性があることを予めご承知おき願いたい。

【参考となる資料】

(別添1)「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」(内閣府作成)

(別添2)「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成28年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課))

(別添3)「防災ガイド BOOK(震災対応編)」(平成25年11月全国グループホーム連合会)

<http://gh-japan.net/pdf/disaster-prevention-guide.pdf>

(別添4)「土砂災害(河川の氾濫)対応マニュアル」(平成28年9月神戸市老人福祉施設連盟災害対策委員会)

(別添5)「高齢者施設における防災計画作成指針」(平成25年1月石川県健康福祉部)よりチェックシート等を抜粋

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ansin/wam/tuuchi/tuuchi_287.html

調査項目案（予定）

1 非常災害対策計画

- ① 水害・土砂災害を含む非常災害対策が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。
 - ・介護保険施設等の立地条件
 - ・災害に関する情報の入手方法
 - ・災害時の連絡先及び通信手段の確認
 - ・避難を開始する時期、判断基準
 - ・避難場所
 - ・避難経路
 - ・避難方法
 - ・災害時の人員体制、指揮系統
 - ・関係機関との連携体制

2 避難訓練

- ① 平成 28 年に水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。
- ② されていない場合、実施予定時期はいつか。

3 対象施設

- ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設
- ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。）
- ・認知症対応型共同生活介護 ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護 ・短期入所生活介護
- ・通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の通所介護以外のサービス（宿泊サービス）（認知症対応型通所介護を含む）

※上記項目は厚生労働省において調査する予定の項目を示したものであり、非常災害対策として上記項目のみを実施すれば足りるというものではない。

※上記項目については、現時点で予定している項目であり、今後、項目の追加・変更等がありうる。

高第482号
平成28年9月15日

各 施設・事業所の長 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の
強化・徹底について

標記の件につきまして、厚生労働省から別紙のとおり通知がありましたので、周知しま
す。

貴施設におかれましては、本通知を参考として、気象情報や避難情報等の情報把握に留
意いただくとともに、地域の実情に即した非常災害時の計画の策定及び見直しや、避難訓
練の実施など、非常災害対策に万全を期していただきますようお願いします。

なお、非常災害時の計画の策定状況及び避難訓練の実施状況については、今年末時点で
調査を行う予定ですのでご承知おきください。(別添 平成28年9月9日付け老発0909第1号別
紙 調査項目案 参照)

岐阜県健康福祉部高齢福祉課介護事業者係			
係長	篠田	担当	後藤
電話	058-272-1111 (内線 2601)		
FAX	058-278-2639		

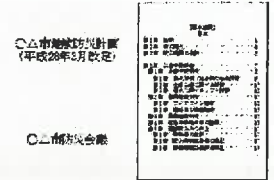
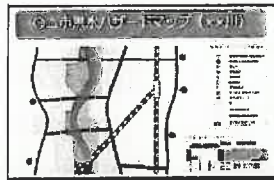
水害や土砂災害から命を守るために！

～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～

ステップ ①

施設の立地場所には、どのような危険があるのか確認しましょう。

- ●●市が作成しているハザードマップや地域防災計画を見て、河川が氾濫した場合には何m浸水してしまうのか、土砂災害が起こりやすい場所ではないか等、施設の立地場所には、どのような危険があるのか確認しましょう。
- ●●市が指定している避難場所※1を確認し、そこまでの経路や移動手段について計画しておきましょう。
- ホームページ等で危険性や避難場所の確認ができない場合は、●●市までお問い合わせください。(裏面)



※1 災害種別ごとに異なりますので、ご注意ください。

ステップ ②

●●市から発令される避難情報※2について確認しましょう。

- ●●市から発令される避難情報には、以下のものがあります※3。

避難準備情報

避難勧告や避難指示を発令することが予想される場合

避難勧告

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合

避難指示

災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合

- 社会福祉施設などでは、自力避難が困難な方も多く利用されており、避難に時間を要することから、「避難準備情報」が発令されたら、避難を開始してください※4。

※2 避難情報の入手方法については、裏面をご確認ください。

※3 必ずしも、この順番で発令されるとは限らないので、ご注意ください。

※4 「避難準備情報」等が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

ステップ ③

もしもの時に備えて考えておきましょう。

- 例えば、以下のような状況も考えられることから、緊急的な対応について、事前に考えておきましょう。

例1:大雨等により、避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くのより安全と思われる建物(最上階が浸水しない建物、川沿いでない建物等)に移動しましょう。

例2:外出すら危険と思われる場合は、施設内のより安全と思われる部屋(上層階の部屋、山からできるだけ離れた部屋)に移動しましょう。

●●市からの防災情報

□●●市の防災ウェブサイト

http://www.●●●●●●●●

●●市内の防災情報について掲載しています。

なお、電子メールによる防災情報の配信サービスも行っておりますので、この機会にご登録ください。

<登録方法>

□防災無線や広報車等

防災無線や広報車等を使用し、情報をお伝えしています。

その他の機関からの防災情報

□●●●県の防災ウェブサイト

http://www.●●●●●●●●

●●県内の防災情報について掲載しています。

□気象庁ホームページ

http://www.jma.go.jp

警報・注意報、台風情報、解析雨量など、気象庁が発表している防災気象情報を掲載しています。

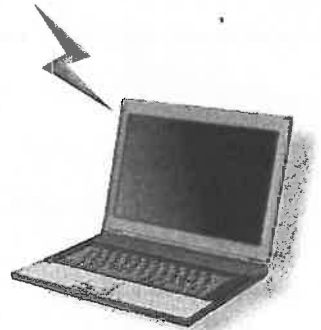
□国土交通省防災情報提供センター

http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/

警報・注意報、気象情報、河川情報、降水ナウキャスト等を掲載しています。

□テレビ

ニュースや天気予報番組だけでなく、データ放送では、気象情報や防災情報について常時放送しております。



【お問い合わせ先】 ●●市役所 ●●課 ●●係 電話：●●●-●●●-●●●●
 (●●県庁 ●●課 ●●係 電話：●●●-●●●-●●●●)

(別添2)
事務連絡
平成28年9月2日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課

今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について（周知依頼）

平素より、社会福祉の推進につき、ご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

今般、台風第10号に伴う暴風雨等による災害により、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて多数の入居者が亡くなるなど、各地で甚大な被害が発生しています。

こうした状況を受け、内閣府及び消防庁においては、今後も台風の上陸が予想されるとともに、これに伴い水害・土砂災害の発生のおそれがあることから、本日付け、別添のとおり、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の内容について、改めて周知を図るとともに、特に徹底すべき事項に関して、各都道府県防災担当主幹部局長あて事務連絡がなされたところです。

貴課におかれましても、当該事務連絡の内容について十分に御了知いただくとともに、管内市町村及び社会福祉施設等に対する周知を図るほか、災害発生の危険性が高まった場合には、各社会福祉施設等において適切な対応がとられるよう、積極的な情報提供・助言をお願いいたします。

事務連絡
平成28年9月2日

各都道府県防災担当主管部局長 殿

内閣府 政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）
消防庁 国民保護・防災部防災課長

今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について

平素より、政府の防災行政の推進に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

平成27年8月19日付で通知した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）については、貴職を通じて市町村に周知していただいたところです。

今回の台風第10号による豪雨で、岩手県小本川が氾濫し、岩泉町の高齢者施設において9名が亡くなる等、甚大な被害が東北・北海道で発生しました。

今後も台風の上陸が予想されており、水害・土砂災害が発生するおそれがあることから、貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村に対して、ガイドラインを改めて周知いただくとともに、下記について特に徹底をはかっていたくださいようお願いいたします。

また、災害発生の危険性が高まった場合には、管内市町村において、適切な対応がとられるよう、積極的な情報提供・助言をお願いいたします。

なお、本事務連絡は現在の被害状況を踏まえて緊急的に発出するものであり、今後、地域の実情を踏まえた各市町村の警戒避難体制の確保状況については、改めて点検を要請する予定であることを申し添えます。

記

1. 気象警報等、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、土砂災害警戒判定メッシュ情報などの防災気象情報等を収集し、住民等に対し早い段階から確実な情報提供を行うこと。
2. 避難場所については、避難勧告等発令時に円滑に避難できるよう、改めて事前に住民等に周知すること。

3. 避難勧告等については、気象情報、河川や海岸の水位情報、土砂災害警戒情報等を活用し、空振りを恐れず躊躇なく発令するとともに、そのために必要な助言を国の機関や都道府県に対して求めること。
4. 避難勧告等の伝達に当たっては、防災行政無線（戸別受信機を含む同報系）、緊急速報メールを始め、マスメディアとの連携や広報車・インターネット（ホームページ、SNS等）・コミュニティFMなどの多様な伝達手段を活用し、確実に伝達すること。
5. 避難勧告等の発令時に住民がとるべき適切な避難行動について、災害発生前から周知すること。さらに、避難勧告等の発令時にも、別紙を参照し、住民や関係施設に分かりやすく周知すること。

以上

(問合せ先)

内閣府(防災担当)付参事官(調査・企画担当)付

担当：多田、吉松

電話：03-3501-5693

消防庁国民保護・防災部防災課

担当：田中、和田

電話：03-5253-7525

【 ガイドライン P19 に二重下線を追記 】

表 1 避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>(災害時) 要配慮者は、立ち退き避難する。</u> ・ 立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい(避難準備情報の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める)。 ・ 特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する</u> (ただし、土砂災害や水位周知河川、小河川・下水道等(避難勧告発令の対象とした場合)による浸水については、突発性が高く精確な事前予測が困難であるため、指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である)。 ・ 小河川・下水道等(避難勧告発令の対象とした場合)による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。 ・ 指定緊急避難場所への<u>立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねない</u>と自ら判断する場合には、「<u>緊急的な待避場所</u>」(近隣のより安全な場所、より安全な建物等)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「<u>屋内での安全確保措置</u>」(屋内のより安全な場所への移動)をとる。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、<u>直ちに立ち退き避難する。</u> ・ 指定緊急避難場所への<u>立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねない</u>と自ら判断する場合には、<u>近隣のより安全な建物等への避難</u>や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、<u>屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置</u>をとる。 ・ 津波災害から、立ち退き避難する。

【 ガイドライン P64 に二重下線を追記 】

＜避難勧告等の伝達文の例（水位周知河川）＞

1) 避難準備情報の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難準備情報発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇川の水位が避難判断水位に到達したため、〇時〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難準備情報を発令しました。
- 〇〇地域の〇〇地区の方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思う場合は、迷わず避難して下さい。
- 高齢の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方などは、予め定めた避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難して下さい。

2) 避難勧告の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇川の水位が氾濫のおそれのある水位に到達したため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難勧告を発令しました。
- 〇〇地域の〇〇地区の方は、直ちに予め定めた避難行動をとってください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。

3) 避難指示の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇川の水位が堤防の高さを超えるおそれがあるため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難指示を発令しました。
- 未だ避難していない方は、直ちに避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。
- 〇〇地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物など、安全な場所に避難してください。

防災ガイド BOOK (震災対応編)

あなたの事業所はどんなところにありますか？

万一の災害に対応して事前の備え及び災害時の行動について

このガイドブックを有効に活用しましょう

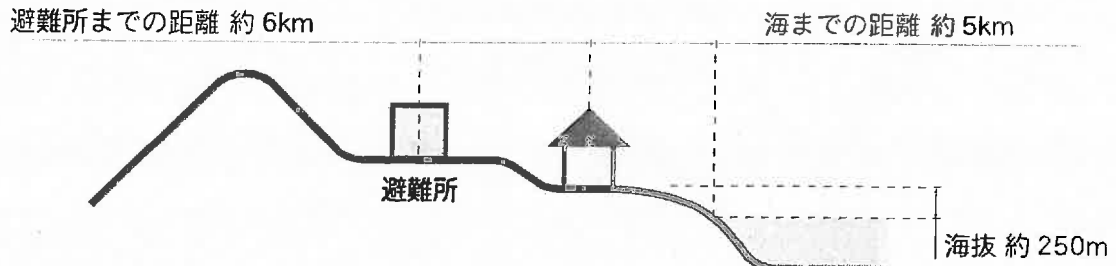
全国グループホーム団体連合会

平成25年11月発行

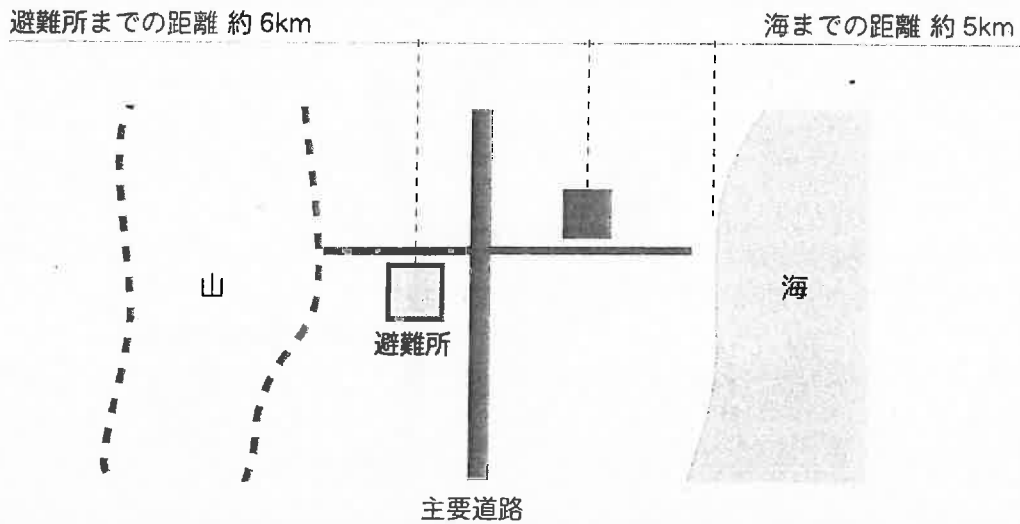
WORK1 あなたの事業所はどんなところにありますか？

あなたの事業所の特徴を知りましょう。(例1)

[断面図 例] 海沿いに事業所がある場合



[平面図 例]

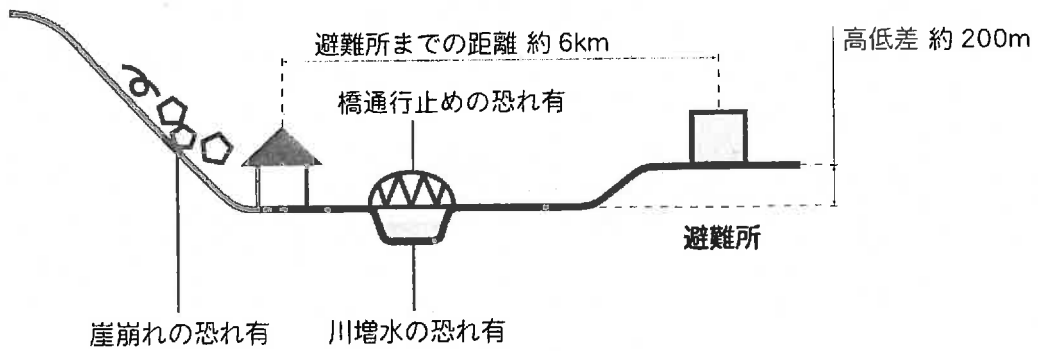


	数値	備考
海抜メートル	約 250m	
海までの距離	約 5km	海まで緩やかに下っている地形。
津波到達速までの時間	約 20 分	震度により到達時間に変化あり。
避難所までの距離	約 6km	途中に高低差あり。

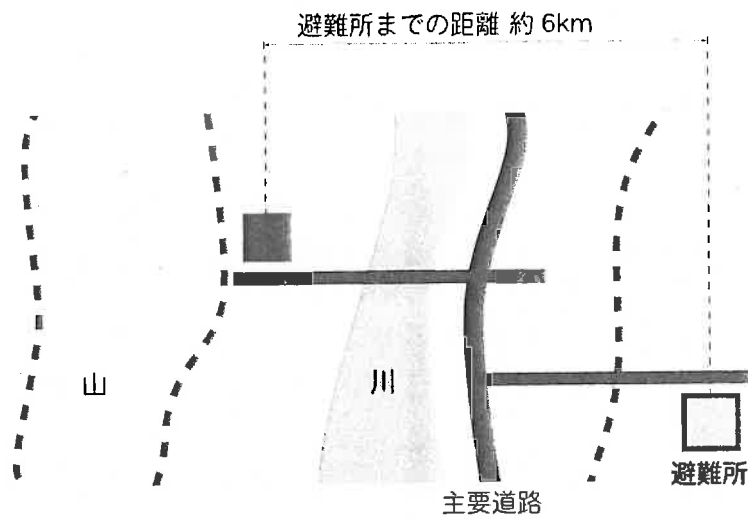
WORK1 あなたの事業所はどんなところにありますか？

あなたの事業所の特徴をしりましょう。(例2)

[断面図 例] 山沿いに事業所がある場合



[平面図 例]

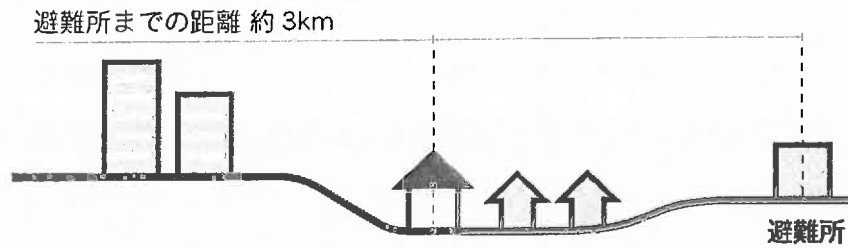


	数値	備考
川までの距離	約 1.5km	堤防整備済みだが、増水の可能性がある。
平常時の川の水位	約 0.5m	2.5m 上昇で橋通行止め。3.1m 上昇で氾濫危険水位。
避難所までの高低差	約 200m	地形のアップダウンにより移動に時間がかかる。
崖崩れ予想箇所	2カ所	裏山有り。大雨の時に崖崩れに注意。

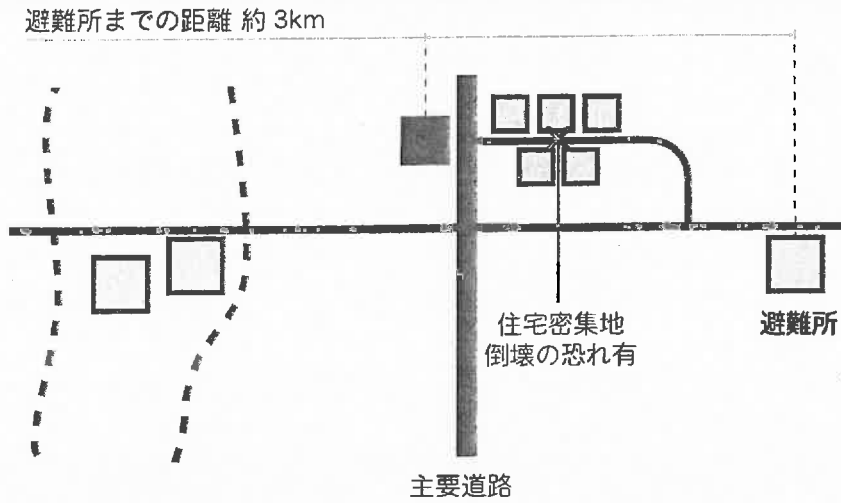
WORK1 あなたの事業所はどんなところにありますか？

あなたの事業所の特徴を知りましょう。(例3)

[断面図 例] 市街地に事業所がある場合



[平面図 例]



	数値	備考
住宅倒壊の恐れ		住宅密集地を避け、大きな道から避難所へ移動。
避難所までの距離	約 3km	移動中に道路渋滞の恐れあり。

WORK1 あなたの事業所はどんなところにありますか？

あなたの事業所の図を作成しましょう。(例 1、2、3を参考に)

[断面図]

[平面図]

あなたの事業所の特徴を記入しましょう。

	数値	備考

WORK2 あなたの事業所はどんな建物で、どんな設備がありますか？

あなたの事業所の建物の図を作成しましょう。

[断面図]

あなたの事業所の建物の状態を記入しましょう。

	特徴	メンテナンス回数		特徴	メンテナンス回数
(例) 構造	鉄筋コンクリート	1回/年	非常口		/年
構造		/年	避難器具		/年
建築年数		/年	通報装置		/年
階段		/年	消火器		/年
耐震構造		/年			/年

WORK3 あなたの事業所はどのような状況ですか？

1. 利用者の状況、職員状況

	人数	備考
利用者(要支援)		
利用者(要介護)		車いす 人
スタッフ(常勤)		市内 人、市外 人
スタッフ(非常勤)		
近隣応援者		

WORK4 被災時はどのように避難しますか？

被災時 責任者	誰が
	どのように
避難場所	避難所名
	住所
	電話番号

2. 人員・組織 緊急時の権限の付与と周知・徹底（誰が、どのように実施しますか？）

誰が	どのように

3. 交通手段・燃料の確保はどのように行いますか？

誰が	どのように

4. 緊急応援体制の確定と人員確保（誰が、どのように実施しますか？）

誰が	どのように

5. 法人・地域・関係団体・行政等との連携と助け合い（誰が、どのように実施しますか？）

	誰が	どのように
法人		
地域		
関係団体		
行政		

6. 行動・活動はどのようにしますか？

《自力避難は困難な人への対応するには…》

誰が	どのように

《徒歩・車イス・自動車なのかを事業所の特性に合わせて対応するには…》

誰が	どのように

《その場にいる人間が主体的かつ、明確に判断し行動するには…》

誰が	どのように

WORK5 関係者の状況の把握方法を考えましょう。

	誰が	どのように把握するか
利用者の被災 利用者家族の被災		
職員の被災 職員家族の被災		
意志決定者の被災		
行政の被災		

WORK6 災害発生時からの動きを具体的に想定しておきましょう。

《発生直後》

	誰が	どのように把握するか
安全確保 火災の予防		
安全な場所への 避難誘導		
利用者・現場職員 の安全確認、報告		
応急救護		
通信手段の確保、 情報収集、提供		
医療機関連絡 搬送		
事業所被害状況 確認		

〈発生当日〉

	誰が	どのように把握するか
利用者家族、職員 家族、行政、法人 本部等への連絡		
トイレ対策		
防寒、防暑対策		
食事確保・手配		
一時入所・利用者 増員への対応		
地域ニーズの対応		
問合せ対応		
情報発信		

〈発生翌日から〉

	誰が	どのように把握するか
必要業務の継続		
ケアの継続		
職員の健康管理		
ボランティア受入		
関係団体・他事業所と の協力		
一時入所・利用者増員 への対応		

WORK7 災害時に向けて準備をしておきましょう。

《防災・備品用品を確認表（非常時持ち出し袋に用意）》

物品	物品	物品
消化器	懐中電灯	ラジオ
軍手	救急箱	担架
マスク	毛布	タオル
雨合羽	マッチ・ローソク	小銭
バケツ	拡声器	電池
ロープ	自転車	ポリタンク
サバイバルナイフ	簡易トイレ	ティッシュペーパー
飲料水	アルファ米	缶詰
カップラーメン	乾パン	クラッカー
カセットコンロ	鍋、ヤカン	ヘルメット
食器セット	使い捨てカイロ	ゴミ袋
利用者服薬	アルミホイル	紙おむつ

《防災・備品用品を確認表（非常時持ち出し袋に用意）》

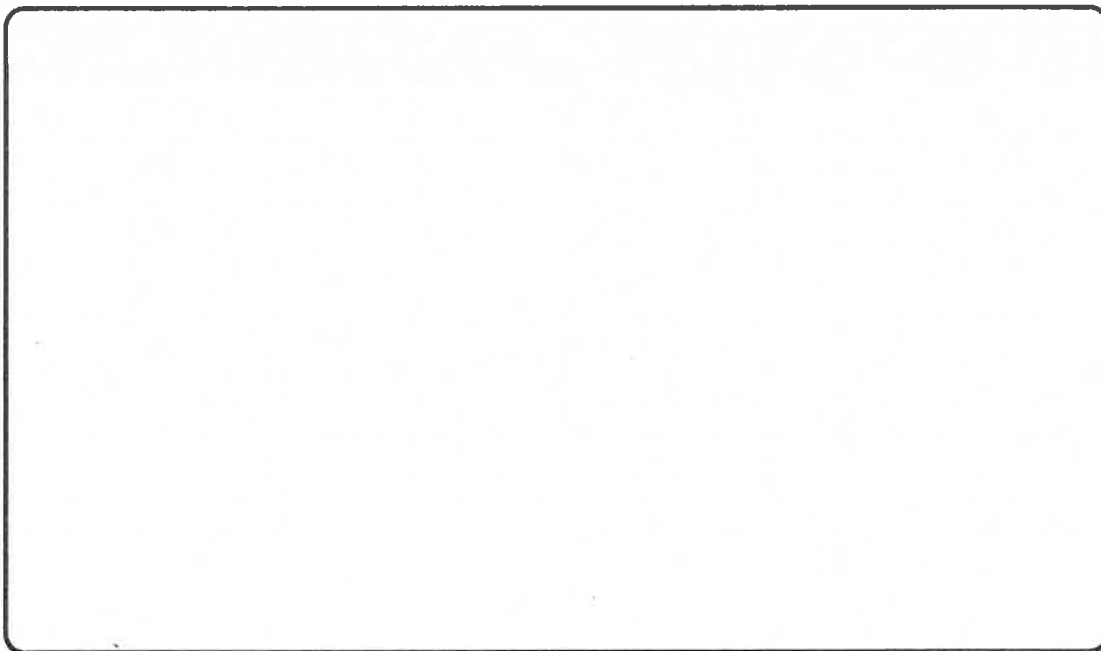
頻度	品名	確認状況											
		確認日	確認者	確認日	確認者	確認日	確認者	確認日	確認者	確認日	確認者	確認日	確認者

《多くの場面を具体的に想定し訓練しておく》

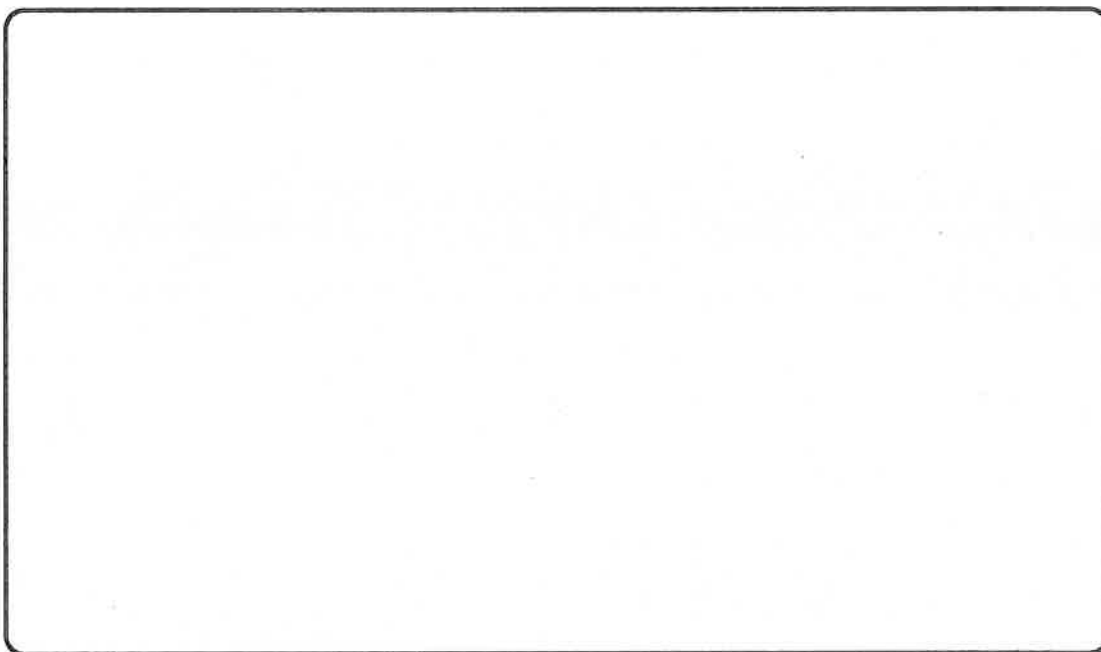
いつ（年何回）	どのような訓練を実施するか

WORK8 県内外の連絡体制を準備しておきましょう。

1. 県内連絡体制



2. 県外(広域)連絡体制



〇×〇×施設 土砂災害(河川の氾濫)対応マニュアル

1 目的

このマニュアルは、〇×〇×近隣で土砂災害(河川の氾濫)の発生又は発生の恐れがある場合に
対応すべき必要事項を定め、土砂災害(河川の氾濫)から人命を確保すると共に、被害の軽減に資
することを目的に定める。

2 マニュアルの適用範囲

このマニュアルは、〇×〇×に勤務する職員及びサービスを利用する入所者・利用者又は出入
りする(利用者等)すべてのものに適用する。

3 施設管理者の責務

施設管理者は、〇×〇×における土砂災害(河川の氾濫)による被害の軽減についてすべての責
任を有すると共に、本マニュアルに基づき施設職員を指揮し、利用者等の人命を確保する。

また、気象警報などの警戒避難に関する情報を早期に入所するため、神戸市が配信する災害情報
を把握すると共に職員にも周知を行うこと。

4 施設職員の責務

施設職員は、施設管理者の指揮の下、利用者等の人命確保及び被害の軽減のため本マニュアル
に基づき必要な措置を迅速に果たすものとする。

5 利用者等の責務

利用者等は、施設管理者及び職員の指示に基づき、土砂災害(河川の氾濫)から身を守るために
避難誘導等に従うものとする。

6 各班の任務と組織 (火災等における任務と組織と同じと思われる)

(1) 各班の任務

① 指揮班

施設管理者の支援を実施し、各班へ必要な事項を指示する。

② 情報班

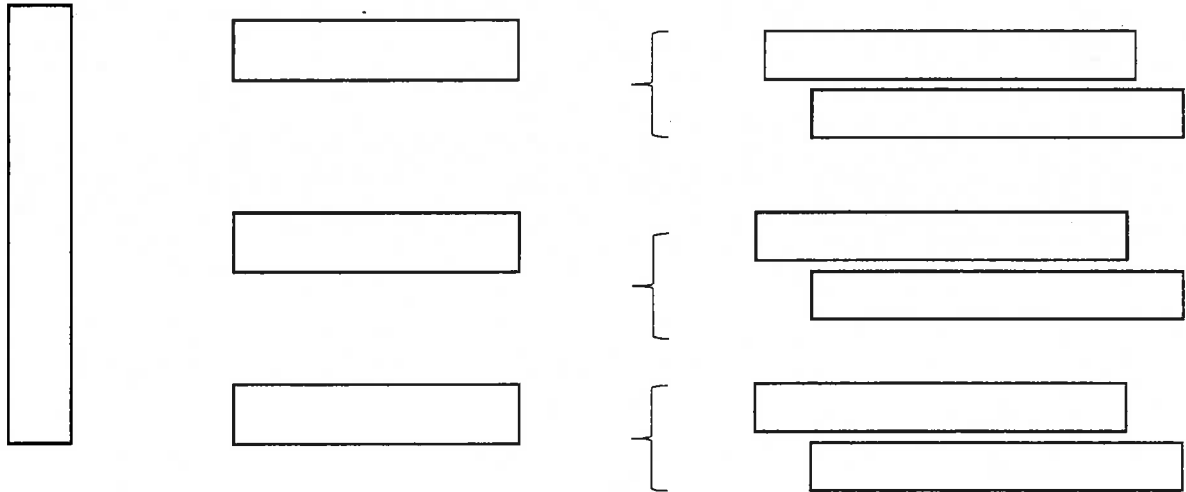
神戸市や各種メディア等から得た気象情報、土砂災害(河川の氾濫)警戒情報、避難準備
情報、避難勧告、避難指示等の情報を把握し、指揮班に伝達する。また、確認・入手した
情報《がけ崩れ(河川の氾濫)の前兆現象や被災した際の被害情報等》を適宜、神戸市及び
老施連等の関係機関へ通報する。

③ 避難誘導班

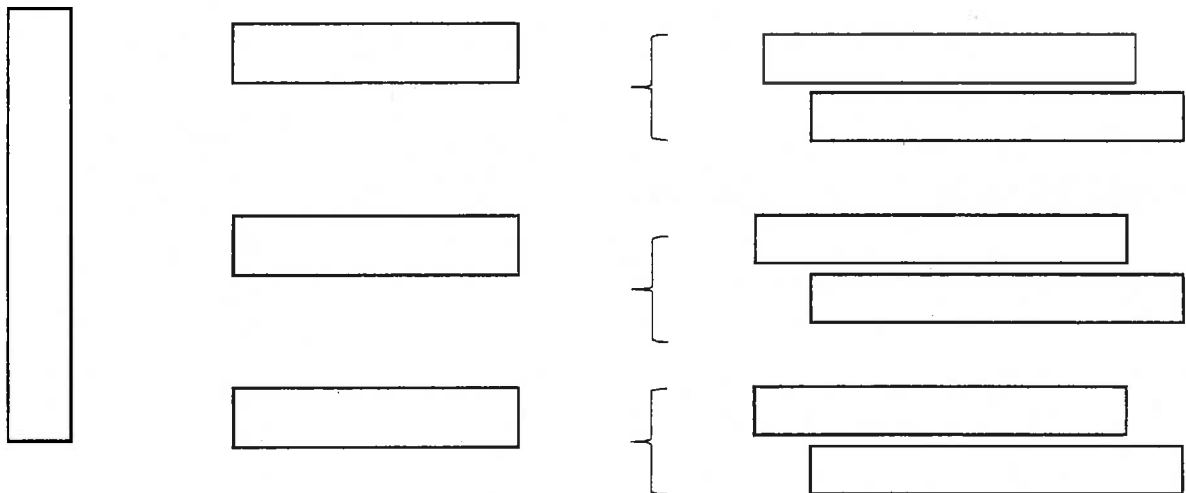
避難準備情報、土砂災害(河川の氾濫)警戒情報及び避難勧告等が発令された場合やがけ崩れ(河川の氾濫)の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導をする。

(2) 組織図

<昼間帯>

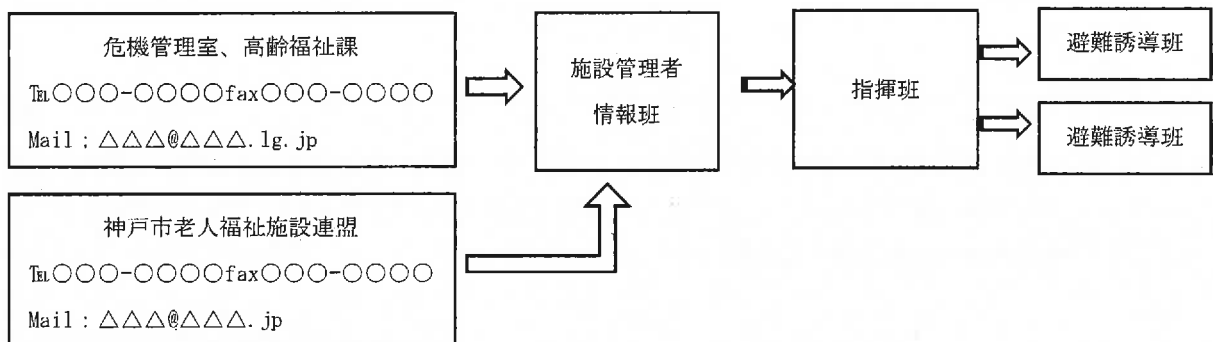


<夜間帯>

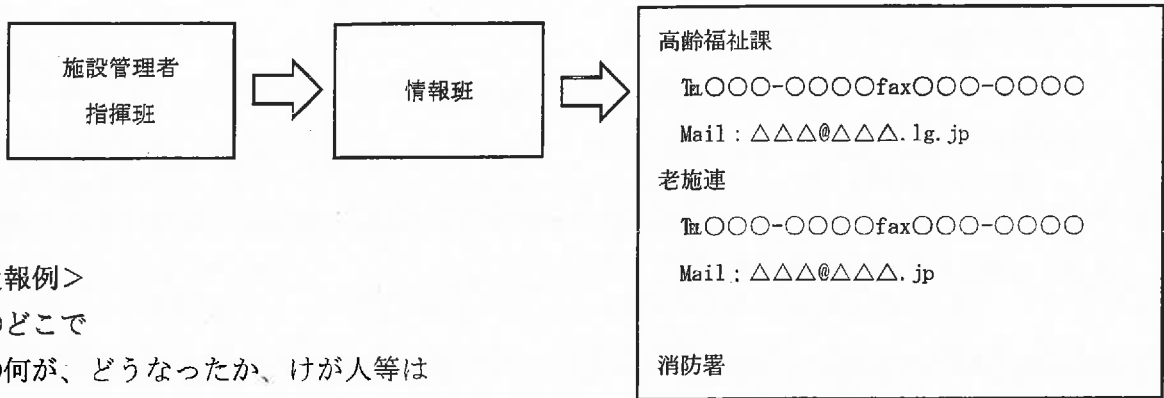


7 情報受伝達系統図

(1) 市役所等からの情報(気象情報、土砂災害(河川の氾濫)警戒情報、避難準備情報、勧告、指示等)



- (2) 施設から神戸市及び老施連等へ発信する情報（がけ崩れ（河川の氾濫）の前兆現象や被災した際の被害情報等）



<通報例>

- ①どこで
- ②何が、どうなったか、けが人等は
- ③今の対応は

(3) 緊急連絡先一覧表

名 称	電 話	F a x	メ ー ル

8 事前対策

- (1) 台風の接近などあらかじめ土砂災害(河川の氾濫)の危険性が高まることが予測される場合は、夜間当直職員の増員やデイサービスの中止など検討するとともに、各職員の役割分担を再確認する。
合わせて、職員の連絡体制の確認、職員確保策など検討する。

9 災害対策体制の確立

- (1) 土砂災害(河川の氾濫)警戒情報が発令された段階
情報班を先行して立上げ、情報収集を行う。
- (2) 土砂災害(河川の氾濫)避難準備情報・避難勧告が出された時
 - ① 災害対策会議(本部)等を設置する。(関係職員召集)
 - ② 職員等へ周知を行う
 - ③ 職員の確保策(召集)を検討する。
 - ④ 避難方法等の確認を行う。
 - ⑤ 近隣他施設との情報交換を行う。
 - ⑥ 地域の情報を集める。
 - ⑦ 設備・建物・環境の安全確認を行う。
 - ⑧ 職員・利用者の安全確認を行う。
 - ⑨ 避難を開始する。(状況に応じて避難準備を行い待機)
- (3) 避難指示が出された時

- ① 直ちに避難する。

10 避難誘導

(1) 避難誘導の原則

施設内の2階層以上のがけ斜面(河川)と反対側の場所へ避難誘導する。

(2) 避難の判断

① 自主避難

次に示す土砂災害(河川の氾濫)の前兆現象を確認した際には、市役所からの連絡を待つことなく直ちに避難を開始する。

施設管理者が判断することになるが、不在等の場合は、その場における責任者が判断を行うものとする。

<土砂災害の前兆現象>

- *がけの表面に水が流れ出す。(湧水の増加)
- *がけから水が噴き出す。(新たな湧き水が発生)
- *小石がバラバラと落ちる。
- *がけの樹木が傾く。
- *樹木の根が切れる音がする。
- *樹木の倒れる音がする(倒木)
- *がけに割れ目が見える。
- *傾斜が膨らみだす。
- *地鳴りがする。
- *強烈な土の匂いがする。

<河川の氾濫の前兆現象>

- *短時間で危険水位を超え、強い降雨が続く。
- *堤防の川側が崩れ始めている。
- *堤防の側面から水が漏れだしている。
- *堤防にひび割れが生じている。
- *堤防近くの地盤から水が噴き出ている。

② 市役所等からの情報に基づく対応

- *避難準備情報・避難勧告・避難指示等を受けて対応する。

(3) 避難方法

① エレベータ(使用可能な場合)

- *車椅子 *担架 *ストレッチャー *ベットのまま

② 階段

- *徒歩 *布担架 *背負い搬送 *板スロープによる車椅子ロープ(又は滑車)引上げ

(4) 避難時の服装

避難は、昼間夜間や季節によって避難服装が異なるので、最低避難時に必要な服装を定めておく。(持参するだけでよい)

(5) 避難の経路

施設内の避難経路は、別紙1の通りとする。(施設内の図面にあらかじめ避難路を記載し、誰もが確認できる場所へ掲出する。)

(6) 地域との連携

① 避難誘導の応援

夜間を中心に避難誘導が手薄となることが容易に想定されることから、地域からの応援が頂けるよう協力要請、避難協定等の締結等取組みを行っておく

② 地域住民に一時的な緊急避難場所とし解放せざるを得なくなったことを想定し、入居者の生活スペースを確保するためにも受け入れる場所、人数などを決めておくことが求められる。

1.1 防災教育

施設管理者は、土砂災害(河川の氾濫)の危険性や前兆現象など、警戒避難体制に関する事項を職員に教育し、情報受伝達や自主避難の重要性を理解させる。

(1) 教育内容

① 土砂災害(河川の氾濫)の危険性

*過去の災害事例 *教訓 *施設周辺災害履歴 等

② 土砂災害(河川の氾濫)の前兆現象

前1.0項(2)の土砂災害の前兆現象及び河川の氾濫の前兆現象の理解を深めておく。

③ 情報受伝達体制

*情報の種類(気象情報・避難情報)

*どこから、どのような情報が、どんな手段で伝達されたか

*入手した情報を、どう伝達するのか

④ 避難判断・誘導

*自主避難の判断の重要性(がけ崩れ前兆現象、避難準備情報等)

*自主避難の判断は、原則施設管理者であるが、連絡が取れない場合などは、その場の責任者が責任者として判断を行う。

*避難場所の確定(安全な避難場所の事前選定の重要性)。予測被災に基づく避難場所選定のシュミレーション

*誰が、誰を、どのように誘導するか又は避難措置をするのか

⑤ マニュアル

*班体制の確認

*職員の役割確認

*職員の駆けつけ体制

(2) 教育時期

出水期(梅雨や台風接近)を迎える時期又は1.17の時期に防災教育を実施する。

*実施時期 *研修時間 *参加対象者 など

1.2 訓練

訓練は、防災教育の一環として実施することが望ましいことから教育時期に合わせて実施する。

(1) 訓練内容

- ① 情報受伝達訓練(情報の受付方及び情報の発信方法)
 - ② 避難判断訓練(特に自主避難についての判断)
 - ③ 避難誘導訓練(誰が、誰を、どこへ誘導するか、服装のチェック)
 - ④ 避難訓練(要介護度に応じた避難方法、階段避難方法等)
- (2) 訓練検証
- 訓練実施後は、必ず訓練参加者でミーティングを行い、訓練状況の検証をし、本マニュアルの検証に反映させる。

1.3 入所者を施設外に避難させる場合

- (1) ○×○×施設において施設外に避難する場合は、次による。
 - ① 建物内に避難場所を確保することが困難なとき
 - ② 建物が倒壊するなどの危険が及ぶとき
- (2) こうした事態に備え、入所者情報を備え付けておく(氏名、住所、家族への連絡先、既往歴、服薬、食事形態の情報を入れておく)
- (3) 避難先は、原則、神戸市、老施連等の指示に従って避難する。状況によっては、広域一次避難所も選択する場合もある。当施設における広域一次避難所は、○○○学校となる。
- (4) 避難先への職員の配置は、原則入居者の避難者数に準じて職員を割り振る。
- (5) 避難先への移送にあたっては、避難先、避難者数を記録し、漏れなく避難させ、避難後のフォローも迅速に対応できるようにする。

以 上

Ⅱ 災害対策チェックシート

1 平常時のチェックシート

地震・風水害等に対する備えが十分かどうかを定期的に、少なくとも防災訓練時にチェックして、万全の体制を整える。

（その 1）平常時のチェックシート

対 策 方 法		章	節	頁
施設 設備 ・ 備 品	〔立地条件の確認と災害予測〕 □地盤、地形などの立地条件の確認と起こりうる災害予測はできていますか	2	1	5
	〔ライフラインの確保〕 □電話が通じない場合の通信手段（衛星電話など）が確保されていますか	2	2	6
	□災害時の飲料水等を確保していますか、また、確保する方法がありますか	2	2	6
	□水洗便所の使用が出来なくなった場合の対応が検討されていますか	2	2	6
	□灯油等の燃料を確保していますか、また確保する方法がありますか	2	2	6
	□自家発電装置等の緊急時の電力の確保ができていますか	2	2	6
	□夜間に被災し、かつ、停電となった場合の照明は確保されていますか	2	2	6
	〔地震対策〕 □耐震診断は受診していますか	2	2	6
	□耐震性能が無い場合、建物等耐震補強工事を実施していますか	2	2	6
	□門柱ブロック塀等の耐震性を確保していますか	2	2	6
	□屋根から瓦等が落下しやすくなっていませんか	2	2	6
	□消火器の設置場所と有効期限は確認していますか	2	2	6
	□自動火災報知設備等の消防用設備の点検・更新をしていますか	2	2	6
	□配管類の切断、抜け落ち防止対策が講じられていますか	2	2	6
	〔津波、風水害、豪雪対策〕 □重要設備のかさ上げ工事や防水対策が講じられていますか	2	2	7
	□排水溝のごみ、泥を除き、排水を点検していますか	2	2	7
	□煙突やアンテナを針金で補強する等の転倒防止策が講じられていますか	2	2	7
	□屋根瓦、雨戸等を点検・補修していますか	2	2	7
	□鉢植え、物干し等飛散するものが置いてありませんか	2	2	7
	□大きな枝が折れないように樹木の剪定をしていますか	2	2	7

(その2) 平常時のチェックシート

対 策 方 法		章	節	頁
施設 設備 ・ 備品	[備品等の対策]			
	<input type="checkbox"/> 火気を使用する調理器具等はしっかりと固定されていますか	2	2	7
	<input type="checkbox"/> 大きな家具、電化製品等は金具等で固定されていますか	2	2	7
	<input type="checkbox"/> 天井からつり下げられている照明器具は鎖等で補強されていますか	2	2	7
	<input type="checkbox"/> 棚や戸棚に置いてあるものは落下しないよう工夫されていますか	2	2	7
	<input type="checkbox"/> 落下の危険があるものを高所に置いていませんか	2	2	7
	<input type="checkbox"/> 飛散防止フィルム貼付けによる窓ガラス破損時の危険予防を講じていますか	2	2	7
	<input type="checkbox"/> 避難経路に避難の妨げとなるものを置いていませんか	2	2	7
	[危険物の管理と保管]			
	<input type="checkbox"/> ガスの供給元栓の場所を把握していますか	2	2	8
	<input type="checkbox"/> ガスの感震自動遮断装置は作動しますか	2	2	8
	<input type="checkbox"/> 薬品、可燃性危険物は火気がなく落下の危険のない場所に保管していますか	2	2	8
	<input type="checkbox"/> プロパンガスボンベは、転倒しないように固定していますか	2	2	8
	<input type="checkbox"/> 地下や屋外に設置している水(油)タンク等は点検していますか	2	2	8
	[食糧等の備蓄]			
	<input type="checkbox"/> 入居者等と職員を含め3日以上以上の食料が備蓄されていますか	2	2	8
<input type="checkbox"/> 火や水が無くても食べられるものや、消化しやすい食糧を準備していますか	2	2	8	
<input type="checkbox"/> 備蓄物資は、2階以上で保管されていますか	2	2	8	
災害 対策 体制	[職員や施設内外との連絡体制の整備]			
	<input type="checkbox"/> 職員間で連絡が取れるよう、緊急連絡網を作成していますか	2	3	11
	<input type="checkbox"/> 施設外の関係者の緊急連絡先一覧を作成していますか	2	3	11
	<input type="checkbox"/> 電話等通常の連絡手段が使えない場合の緊急時の連絡方法を検討してありますか	2	3	12
	[災害発生時の組織体制の整備]			
	<input type="checkbox"/> 災害発生時の総括責任者及びその代行者を定めていますか	2	3	13
	<input type="checkbox"/> 各職員の役割分担は定められていますか	2	3	13
	<input type="checkbox"/> 各職員が自身の役割を認識していますか	2	3	13
	<input type="checkbox"/> 職員が少数時に対応できるような体制や、職員参集基準を整備していますか	2	3	14
	[救護用入居者等一覧]			
	<input type="checkbox"/> 救護が必要な入居者等をまとめた一覧を作成していますか	2	3	16
<input type="checkbox"/> 作成した一覧は、同時に被災しないと考えられる数箇所に保管していますか	2	3	16	
<input type="checkbox"/> データを常に更新し、バックアップを行っていますか	2	3	16	

(その3) 平常時チェックシート

対 策 方 法		章	節	頁
災害 対 策 体 制	[避難場所・避難経路等の設定]			
	<input type="checkbox"/> 災害の種類や規模に応じた避難場所等を設定していますか	2	4	17
	<input type="checkbox"/> 避難経路は複数設定していますか	2	4	17
	<input type="checkbox"/> 送迎中に被災した場合の避難場所等や避難経路を検討していますか	2	4	17
	<input type="checkbox"/> 避難場所や避難経路をまとめたマップを作成していますか	2	4	17
	<input type="checkbox"/> 避難経路は定期的にチェックしていますか	2	4	17
	[避難手段の確保]			
	<input type="checkbox"/> 避難に必要な車両は確保されていますか	2	4	19
	<input type="checkbox"/> 施設の入居者等の特性に応じた避難手段を確保していますか	2	4	19
	<input type="checkbox"/> 避難する方法(徒歩、車いす等)が職員に分かりやすいようになっていますか	2	4	19
	[持ち出し品の準備]			
	<input type="checkbox"/> 避難時に使用する物を準備しましたか	2	4	19
	<input type="checkbox"/> 持ち出し品はすぐ取り出せる場所に置いてありますか	2	4	19
	<input type="checkbox"/> 作成した救護用入居者等一覧等はいつでも持ち出せるようになっていますか	2	4	19
	[家族等への引き渡し]			
	<input type="checkbox"/> 家族等と避難場所等及び引き渡し場所について情報共有していますか	2	5	21
	<input type="checkbox"/> 家族等と引き渡しの方法について情報共有していますか	2	5	21
	<input type="checkbox"/> 施設が利用不可な場合の家族等への情報提供体制を整備していますか	2	5	21
	<input type="checkbox"/> 家族等への情報提供方法について、家族等に周知していますか	2	5	22
	[防災訓練の実施]			
	<input type="checkbox"/> 様々な災害、事態を想定した訓練を実施していますか	2	6	23
	<input type="checkbox"/> 入居者等が自分自身で身を守る手段を学ぶ訓練を実施していますか	2	6	23
	<input type="checkbox"/> 地域住民の協力を得る形での訓練を実施していますか	2	6	23
	<input type="checkbox"/> 防災訓練の結果を検証し・見直し・改善を絶えず行っていますか	2	6	23
	<input type="checkbox"/> 各職員が訓練や研修によって、防災知識の向上等に取り組んでいますか	2	6	23
	[地域の関係機関や住民等との協力体制の構築]			
	<input type="checkbox"/> 地域で実施する防災訓練等に積極的に参加していますか	2	7	25
<input type="checkbox"/> 災害時に協力要請ができるように、近隣のボランティアや自主防災組織へ、日頃から相談していますか	2	7	25	
<input type="checkbox"/> 地域で独自に作成している避難計画、消防計画等の対象に自施設を加えてもらっていますか	2	7	25	
<input type="checkbox"/> 地域の行事へ積極的に参加し、防災に関する情報交換等をしていますか	2	7	25	

2 地震への対応のチェックシート

予期せずして発生した地震等により、普段は簡単に気付くことが、施設内外の混乱から平静を失い、防火、救助、避難対策の遅れで、二次災害を招くといったことがないように、緊急時の備忘録としてチェックし早急な対応ができるようにまとめたものである。

(その1) 地震への対応のチェックシート

対 策 方 法		章	節	頁
日 中 サ ー ビ ス 提 供 時 の 対 応	〔安否確認と指示体制の確認〕 □総括責任者を定めていますか	3	—	28
	□入居者等の安否確認を行い総括責任者に報告していますか	3	—	28
	〔職員の招集〕 □職員の招集をかけていますか	3	—	28
	〔役割分担〕 □役割分担を確認していますか	3	—	28
	〔火元の点検と消火活動〕 □火元の点検とガス元栓の閉鎖（電気器具やライターの使用中止指示を含む）をしていますか	3	—	29
	□火災発生時の消火作業、消防署への連絡、避難指示（エレベータの使用中止をを指示）をしていますか	3	—	29
	〔施設内・避難経路の安全確保〕 □戸が再び閉まらないように近くのを挟み込んでいますか	3	—	30
	□ガラスの破片や棚の転倒状況を確認して、安全な避難経路を確保していますか	3	—	30
	□倒れやすくなっているもの、落下しやすくなっているものは、応急措置をしていますか	3	—	30
	□建物の崩落等の危険を発見したら、周囲に知らせていますか	3	—	30
	□危険箇所にはロープを張って立ち入り禁止としていますか	3	—	30
	〔救護活動〕 □負傷者の有無を確認していますか	3	—	30
	□負傷者の応急手当を実施していますか	3	—	30
	□医療機器を利用している入居者等のために電源確保していますか	3	—	30
	□負傷者を附近の病院等へ移送していますか	3	—	30
	〔情報の収集と発信〕 □施設被害の全体像の把握と周辺の被災情報の収集をしていますか	3	—	30
	□入居者等に定期的に情報提供していますか	3	—	30
	□家族等への連絡は、施設が一括して連絡を行っていますか	3	—	30

(その2) 地震への対応のチェックシート

対 策 方 法		章	節	頁
日 中 サ ー ビ ス 提 供 時 の 対 応	〔施設周辺の確認〕 □漏電、ボイラーの破損など二次災害発生の原因になるものをすぐに点検し、電力会社や電気工事業者の判断を得ていますか	3	—	30
	□給水、発電などのライフラインや給食等設備に支障がないか点検していますか	3	—	30
	□ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水・油漏れ等を点検し、必要な清掃を行っていますか	3	—	30
	〔避難の判断〕 □施設の状態、立地条件や施設の周辺環境、被害状況、外部からの情報等をもとに、総括責任者において入居者等の避難の要否判断をしていますか	3	—	31
	〔避難誘導〕 □避難の実施が困難な場合は、地域住民や企業、学校等に応援要請をしていますか	3	—	31
	□避難誘導を開始する前に点呼し、総括責任者に報告していますか	3	—	31
	□担架、車椅子、スリッパ、ヘルメット、ロープ、プラカード、ゼッケン、非常持ち出し品、救護用入居者等一覧、緊急時連絡・引き渡しカード等必要品の準備をしていますか	3	—	31
	□入居者等への避難誘導連絡と安全指導班への避難手順の指示をしていますか	3	—	31
	□施設を離れる際には、ブレーカーを落としていますか	3	—	31
	□避難誘導後に点呼し、総括責任者に報告していますか	3	—	31
	〔家族等への情報発信〕 □建物の入口に避難先、連絡先、避難する人数を記した貼紙を貼っていますか	3	—	32
	□避難後、家族等に現状を報告していますか	3	—	32
	〔家族等への引き渡し〕 □避難後に安全が確認されたのち、あらかじめ定められた場所と方法で入居者等の引き渡しを行っていますか	3	—	32
	〔施設が使用不能となった場合〕 □入居者等の家族等が被災を免れている場合は、状況を説明し、家族等に引き渡していますか	3	—	33
	□入居者等の家族等も同時に被災し、預かりが困難な場合は、他の社会福祉施設等で受け入れてもらえるよう手配していますか	3	—	33

(その3) 地震への対応のチェックシート

対 策 方 法		章	節	頁
施設 外 活 動 時 の 対 応	[安否確認と指揮体制の確認] <input type="checkbox"/> その場にいる職員の中から責任者を定めていますか	3	—	34
	<input type="checkbox"/> 入居者等の安否及び負傷の確認を行っていますか	3	—	34
	[役割分担] <input type="checkbox"/> 役割分担を確認していますか	3	—	34
	[施設への連絡] <input type="checkbox"/> 責任者は、総括責任者に入居者等の安否等を総括責任者に報告し、指示を仰いでいますか。ただし、連絡がつかない場合は、連絡を中断し、各自の判断としてください。	3	—	34
	[救護活動] <input type="checkbox"/> 負傷者の有無を確認していますか	3	—	34
	<input type="checkbox"/> 負傷者の応急手当を実施していますか	3	—	34
	<input type="checkbox"/> 場合によって負傷者を附近の病院等へ移送していますか	3	—	34
	[避難の判断] <input type="checkbox"/> 施設へ連絡が取れない場合は、責任者は周辺の状況等を判断し、あらかじめ定められた避難先へ避難を指示していますか	3	—	34
	<input type="checkbox"/> 避難先が不明な場合は、市町災害対策本部に確認していますか	3	—	34
	[避難後の連絡] <input type="checkbox"/> 避難後に安全が確保できた後、あらかじめ定められた方法で、施設の総括責任者に連絡をとっていますか	3	—	34
	夜 間 に お け る 対 応	[安否の確認] <input type="checkbox"/> 入居者の安否を確認していますか	3	—
[総括責任者への連絡] <input type="checkbox"/> 入居者の負傷の程度や施設の状況を総括責任者に報告し、参集を求めていますか		3	—	35
[火元の点検と消火活動] <input type="checkbox"/> ガスの元栓を閉め、漏電やガス漏れの有無を確認していますか		3	—	35
<input type="checkbox"/> 出火を見つけたら、火災報知器を押し、直ちに可能な範囲で消火活動を行っていますか		3	—	35
[負傷者の救護] <input type="checkbox"/> 安全なスペースへ入居者を移動後、応急手当を施していますか		3	—	35
[近隣への応援要請] <input type="checkbox"/> 総括責任者の判断のもと近隣住民、町内会等に協力要請を求めていますか		3	—	35

3 津波への対応のチェックシート

大規模な地震が発生した際、数分程度で、津波が到達することある。このため、日頃から、各施設がとるべき対策をチェックし、早急な対応ができるようにまとめたものである。

(その1) 津波への対応のチェックシート

対 策 方 法		章	節	頁
警 報 等 発 表 時 の 対 応	〔情報の収集と発信〕 □ラジオ、テレビ、市町災害対策本部等の施設内外から情報を入手していますか	4	1	38
	□入居者等に現在の災害状況を定期的に伝えていますか	4	1	38
	□家族等へは施設から一括して連絡をしていますか	4	1	38
	〔指示体制の確認〕 □総括責任者を定めていますか	4	1	38
	〔職員の招集〕 □職員を招集していますか。ただし、参集途中で津波が到達するおそれがある等の場合は、近くの避難場所に避難することを優先させる	4	1	38
	〔役割分担〕 □役割分担を確認していますか	4	1	39
	〔火元の点検〕 □火元の点検、電熱器具のカット、ガスの閉栓などの火気の使用制限を行っていますか	4	1	39
	□危険物の保管・設置について緊急チェックを行っていますか	4	1	39
	〔避難の判断〕 □施設の状態、立地条件や施設の周辺の環境、被害状況、外部からの情報等をもとに、総括責任者において入居者等の避難の要否を判断していますか	4	1	39
	□避難場所は、可能な限り近く、高い場所を避難場所となっていますか	4	1	39
	〔地域住民の応援要請〕 □職員数、入居者数等の状況により、避難が困難な場合は、近隣住民、町内会、自主防災組織、学校、企業等に応援要請を行っていますか	4	1	39
	〔施設外に避難する場合の避難誘導の準備〕 □避難経路、避難方法、点呼等の安全確認方法、持ち出し品、責任者を確認していますか	4	1	39
	□担架、車椅子、スリッパ、ヘルメット、ロープ、プラカード、ゼッケン、非常持ち出し品、救護用入居者等一覧、緊急時連絡・引き渡しカード等必要品の準備をしましたか	4	1	39
	□避難誘導を開始する前に点呼をとりましたか	4	1	40

(その2) 津波への対応のチェックシート

対 策 方 法		章	節	頁
警 報 等 発 表 時 の 対 応	<input type="checkbox"/> 入居者等への避難誘導の連絡と安全指導班の避難手順の指示を行いましたか	4	1	40
	<input type="checkbox"/> 避難誘導後に点呼をとりましたか	4	1	40
	[家族等への情報発信] <input type="checkbox"/> 建物の入口に避難先、連絡先、避難する人数を記した貼紙を貼っていますか	4	1	40
	<input type="checkbox"/> 避難後、家族等に現状を報告していますか	4	1	40
	[家族等への引き渡し] <input type="checkbox"/> 警報又は注意報が解除され安全が確認されたのち、あらかじめ定められた場所と方法で入居者等の引き渡しを行っていますか	4	1	40
	[避難が不要な場合の対応] <input type="checkbox"/> 入居者等を最上階に移動させていますか	4	1	41
	<input type="checkbox"/> 備品、食料品、衣料、寝具、医薬品、衛生材料等の生活用品等を高い場所に移動させていますか	4	1	41

4 風水害・豪雪への対応のチェックシート

災害の中には、事前に天気予報などに注意を払うことによって、被災を最小限に留めることができるものがある。警報等が発表された時点から、時々刻々と状況が変化していく過程で、各施設がとるべき対策をチェックし、早急な対応ができるようにまとめたものである。

(その1) 風水害、豪雪への対応のチェックシート

方 法 対 策		章	節	頁
警 報 等 発 令 時 の 対 応	〔情報の収集と発信〕 <input type="checkbox"/> ラジオ、テレビ、市町、警察、消防等の施設内外から情報を入手していますか	5	1	44
	<input type="checkbox"/> 入居者等に現在の災害状況を定期的に伝えていますか	5	1	44
	<input type="checkbox"/> 家族等へは施設から一括して連絡をしていますか	5	1	44
	〔指示体制の確認〕 <input type="checkbox"/> 総括責任者を定めていますか	5	1	44
	〔職員の招集〕 <input type="checkbox"/> 職員を招集していますか	5	1	44
	〔役割分担〕 <input type="checkbox"/> 役割分担を確認していますか	5	1	44
	〔火元の点検〕 <input type="checkbox"/> 火元の点検、電熱器具のカット、ガスの閉栓等の火気の使用制限を行っていますか	5	1	45
	<input type="checkbox"/> 危険物の保管・設置について緊急チェックを行っていますか	5	1	45
	〔施設等の安全確保〕 <input type="checkbox"/> 看板、鉢植え、物干し竿等転倒すると危険なものはあらかじめ倒す、撤去していますか	5	1	45
	<input type="checkbox"/> 出入口の窓をしっかりと閉鎖し、必要に応じて外部面の窓ガラスを保護していますか	5	1	45
	<input type="checkbox"/> ガラス破損の時の布製ガムテープを準備していますか	5	1	45
	<input type="checkbox"/> 台風通過時の土砂崩れ、河川氾濫等への備えていますか	5	1	45
	<input type="checkbox"/> 浸水防止用木材（止水板）、土のう、金具、工具を準備していますか	5	1	45
	<input type="checkbox"/> 車両を安全な場所へ移動していますか	5	1	45
	〔救護活動の準備〕 <input type="checkbox"/> 必要な医薬品、衛生材料を準備していますか	5	1	45
	<input type="checkbox"/> 担架車椅子、搬送用ゴムボート等の救護用運搬用具を準備していますか	5	1	45
	〔緊急物資確保の準備〕 <input type="checkbox"/> 備蓄している食糧や機材等を準備していますか	5	1	45
	〔生活用品等の保護〕 <input type="checkbox"/> 浸水などのおそれがある場合は、備品、食料品、衣類、寝具、医薬品、衛生材料等の生活用品等を高所に移動させていますか	5	1	45

(その2) 風水害、豪雪への対応のチェックシート

方 法 対 策		章	節	頁
警 報 等 発 表 時 の 対 応	[施設外に避難する場合の避難誘導の準備] □入居者等の避難方法、点呼等の安全確認方法、持ち出し品、責任者を確認していますか	5	1	45
	□担架、車椅子、スリッパ、ヘルメット、ロープ、プラカード、ゼッケン、非常持ち出し品、救護用入居者等一覧、緊急時連絡・引き渡しカード等必要品の準備をしていますか	5	1	45
	□職員数、入居者等の状況により避難の実施が困難な場合は、近隣の住民、町内会、公的機関等に協力を要請していますか	5	1	45
	[施設周辺の点検・見回り] □施設周辺に危険な兆候がないか確認していますか	5	1	45
	[避難の判断] □避難の際、情報の収集に努めるとともに、周辺的环境変化に気を配っていますか	5	1	46
	□高齢者は、避難に十分時間が必要であることを配慮していますか	5	1	46
	□河川の氾濫前に避難できるよう検討していますか	5	1	46
	□施設の状況、立地条件や施設周辺の環境、被害状況、外部からの情報等をもとに、総括責任者において入居者等の避難の要否を判断していますか	5	1	46
	[避難誘導] □避難誘導を開始する前に点呼し、総括責任者に報告していますか	5	1	47
	□入居者等への避難誘導連絡と安全指導班への避難手順指示をしていますか	5	1	47
	□避難誘導後に点呼し、総括責任者に報告していますか	5	1	47
	[家族等への情報発信] □建物の入口に避難先、連絡先、避難する人数を記した貼紙を貼っていますか	5	1	47
	□避難後、家族等に現状を報告していますか	5	1	47
	[家族等への引き渡し] □警報等が解除される等安全が確認されたのち、あらかじめ定められた場所と方法で入居者等の引き渡しを行っていますか	5	1	47
	[避難が不要な場合の対応] □入居者等を最上階に移動させていますか	5	1	47
	□備品、食料品、衣料、寝具、医薬品、衛生材料等の生活用品等を高い場所に移動させていますか	5	1	47
	[安全点検] □給水、発電等のライフラインや給食等の設備に支障がないか点検していますか	5	1	48
	□ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水(油)漏れ等を点検し、必要な清掃を実施していますか	5	1	48
	[施設が使用不能となった場合] □入居者等の家族等が被災を免れている場合は、状況を説明し、家族等に引き渡していますか	5	1	48
	□入居者等の家族等も同時に被災し、預かりが困難な場合は、他の社会福祉施設等で受け入れてもらえるよう手配していますか	5	1	48

(その3) 風水害、豪雪への対応のチェックシート

方 法 対 策		章	節	頁
緊急時の風水害・豪雪への対応	[施設周辺の確認]			
	<input type="checkbox"/> 土砂崩れや雪崩等の二次災害の危険がないか確認していますか	5	2	49
	<input type="checkbox"/> 危険な箇所を発見した場合は、電力会社又は電気工事業者の判断を得ていますか	5	2	49
	<input type="checkbox"/> 看板、鉢植え、物干し竿等、転倒すると危険なものはあらかじめ倒すか、撤去していますか	5	2	49
	[避難又は施設での待機の判断]			
	<input type="checkbox"/> 避難の要否を判断していますか	5	2	49
	<input type="checkbox"/> 施設内で待機する場合、消防署等にその旨を連絡していますか	5	2	49
	[風水害・豪雪発生時の入居者等の避難誘導]			
	<水害>			
	<input type="checkbox"/> 運動靴をはかせていますか	5	2	49
	<input type="checkbox"/> ガード下、崖下、堤防、橋等の危険な箇所を避けていますか	5	2	49
	<input type="checkbox"/> 冠水した場合は、先頭の方は傘や棒などの長いもので足下を確認しながら避難していますか	5	2	49
	<雪害>			
	<input type="checkbox"/> 屋根雪が落ちる恐れがあるので、建物の近くを歩かないようにしていますか	5	2	49
	<input type="checkbox"/> 先頭の方は傘や棒等の長いもので足下を確認しながら避難するとともに、足元を踏み固めて後続を歩きやすくしていますか	5	2	49
	<input type="checkbox"/> 視界が悪くなるので、障害物や車に注意していますか	5	2	49
	[施設内での待機]			
	<input type="checkbox"/> 緊急時の備蓄や生活用品が水没しないよう対処していますか	5	2	50
<input type="checkbox"/> 施設内に残り残されていることを外部に伝えていますか	5	2	50	
<input type="checkbox"/> 入居者等の健康管理に気をつけていますか	5	2	50	
<input type="checkbox"/> 入居者等が施設外へ出たりすることがないように、出来るだけ目に届く一箇所に集めていますか	5	2	50	
[安全点検]				
<input type="checkbox"/> 給水、供电等のライフラインや給食等の設備に支障がないか点検していますか	5	2	50	
<input type="checkbox"/> ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水(油)漏れ等を点検し、必要な清掃を実施していますか	5	2	50	

雇児総発 0915 第 1 号
社援基発 0915 第 1 号
障 障 発 0915 第 1 号
老 高 発 0915 第 1 号
平成 28 年 9 月 15 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)
厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について (通知)

先般、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生したことから、本年 7 月 26 日付け雇児総発 0726 第 1 号・社援発 0726 第 1 号・障障発 0726 第 1 号・老高発 0726 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長及び老健局高齢者支援課長連名通知「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」により、あらためて社会福祉施設等における高齢者や障害者、児童といった入所者や利用者等（以下「利用者」という。）の安全の確保に努めるよう注意喚起をお願いしたところです。

この点、地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保（以下「防犯に係る安全確保」という。）がなされた社

会福祉施設等となることの両立を図る上では、社会福祉施設等の規模や、入所施設や通所施設などの施設の態様を問わず、その状況に応じて、日頃から、①設備の整備・点検、職員研修など社会福祉施設等が必要な取組みに努めることはもちろん、②関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくことなどの備えをすることが重要です。

つきましては、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、現状を点検し、課題を把握すること等によって防犯に係る安全確保に資するため、今回の事件の検証を踏まえ、現段階で必要と考えられる別添の点検項目を整理しましたので、下記の事項にも留意の上、管内市町村及び社会福祉施設等に対し周知をし、取組みを図るよう連絡方よろしくお願いいたします。

また、別添の点検項目については、引き続き、社会福祉施設等に係る関係者や防犯に係る安全確保の専門家などからの意見を踏まえ、追加・修正を行う場合があることを申し添えます。

なお、本通知については、警察庁からも都道府県警察本部に周知いただくよう依頼しております。

また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものです。

記

1. 地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図るためには、当該施設の防犯設備による補完・強化はもとより、日頃から利用者が地域に出て活動し、ボランティア、地域住民、関係機関・団体等と顔の見える関係づくりをして、一人ひとりの存在を知ってもらうことが極めて重要である。そのため、施設開放など地域の関係者との交流に向けた諸活動については、防犯に係る安全確保に留意しつつ、これまで以上に積極的に取り組むことが重要である。また、利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることのないよう留意すること。
2. 防犯に係る安全確保に当たっては、都道府県、市町村と各社会福祉施設等は、企图的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策（例えば、不審者情報について、夜間、休日を含め迅速な連絡・情報交換・情報共有が無理なくできる体制づくり等）を検討すること。

また、都道府県・市町村においては、各社会福祉施設等と、管内の警察、福祉事務所、児童相談所、保健所等の関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員その他各種関係団体等との間の連携体制を構築するため、定期的な意見交換の場を設定したり、防犯などに係る研修会・勉強会を実施したりするなどし、防犯に係る安全確保のための協力要請や情報交換が容易になるよう配慮すること。加えて、近接する都道府県・市町村間等（交通事情や不審者等の生活圏等に鑑み、必要に応じ、都道府県境を越える場合を含む。）で不審者等に関する情報を相互に提供しあう体制を構築すること。

3. 管内の施設等の周辺における不審者等の情報が入った場合には、都道府県・市町村は、事前に構築した連携体制に沿って、速やかに各社会福祉施設等に情報を提供すること。また、特定の施設等の利用者に対して危害が及ぶ具体的なおそれがある場合は、防犯措置を更に強化しつつ、警察に対し、緊急時の対応について確認しておくなど、防犯に係る安全確保のための措置を徹底すること。さらに、緊急時に連絡を受けた場合には、関係機関等とも連携し、直ちに職員を派遣するなど、施設等における防犯に係る安全確保を支援する体制を構築すること。

4. 別添の点検項目については、社会福祉施設等全般に共通する内容として考えられる事項を分類し、整理したものであり、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないという趣旨ではない。

各施設等における実際の対策の検討・実施に当たっては、施設種別や地域の実情に応じて適宜の追加・修正の上、当該施設等において点検項目を作成し、職員等に配付し、研修をすることが望ましいこと。

(別添)

社会福祉施設等における点検項目

1 日常の対応

(1) 所内体制と職員の共通理解

- 不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由な人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員（嘱託の警備員等を含む。以下同じ。）の護身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企图的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。
- 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たっているか。
- 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また、外部からの人の立入りができる場所と立入りを禁じる場所とを区分けしたり、各出入口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。
- 職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにしているか。
- 来訪者に“どこへ行かれますか？”“何かお手伝いしましょうか？”といった声かけをすることとし、実践しているか。
- 夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。
- 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。
- 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。
- 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。
- 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法（緊急連絡網）をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。
- 緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合

言葉」をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。

(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携

- 市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。
また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。
- 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設等内で周知徹底しているか。

(3) 施設等と利用者の家族の取組み

- 利用者に対し、犯罪や事故から身を守るため、施設等内外における活動に当たっての注意喚起を行っているか。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけているか。

(4) 地域との協同による防犯意識の醸成

- 自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備（街灯、防犯灯など）の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。
- 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。

(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保

- 利用者の属性や施設等の態様、周辺的环境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。
 - ① 警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策（そのような対策をしていることを施設内に掲示することも含む）
 - ② 対象物の強化（施設を物理的に強化して侵入を防ぐ）
例：玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。

防犯性能の高い建物部品のうち、ウィンドウフィルムを窓ガラス全面に貼り付ける。

防犯性能の高い建物部品（ドア、錠、サッシ、ガラス、シャッター等）に交

換する。

- ③ 接近の制御（境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ）

例：道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。

敷地や建物への出入口を限定する。

- ④ 監視性の確保（建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ）

例：夜間等、人の出入りを感知するセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。

植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。

防犯カメラを設置する。

- 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。
- 施設管理上重要な設備（例えば、電源設備など）への施錠その他の厳重な管理と、その施錠等の管理の状況を毎日点検しているか。
- 警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする対策を講じているか。

(6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保

- 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。
- 来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等を行っているか。特に児童通所施設においては、来所及び帰宅途中で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知しているか。
- 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。
- 施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保しつつ、利用者とその家族等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を行っているか。
- 施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。
- 施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示してい

るか。

- 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る安全確保等に係るパンフレットなどを配付して注意喚起しているか。

2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

(1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制

- 施設等周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。

- ・ 不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたときその他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。さらに、必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所管課等に連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。

- ・ 事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。

- ・ (利用者の年齢や心身の状態に応じて) 利用者に対して、また、その家族等に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意喚起する。

- ・ 利用者の安全確保のため、その家族等や近隣住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。

また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅速に情報共有を行う。

- ・ 利用者に危害の及ぶ具体的なおそれがあると認める場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、上記1.(5)の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒体制を構築する。

(2) 不審者が立ち上がった場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

- 施設等内に不審者が立ち上がった場合に備え、次のような措置をとる体制を整備しているか。

- ・ 不審者が施設内に立ち入り、利用者に危害を加える具体的おそれがあると判断し

た場合は、直ちに警察に通報するとともに、利用者の家族、市町村の施設・事業所管課等に対しても、速やかに連絡する。

- ・ 事前に整理した緊急連絡網や合い言葉などを活用して、利用者を動揺させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。
- ・ 不審者に対し利用者から離れた場所に移動を求める、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応する。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある者の退避については、十分に留意する。加えて、これらの対応の過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたずらに刺激しないよう言葉遣い等に配慮したり、利用者の安全が確保済みであることを前提にその場から待避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。
- ・ 不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。
- ・ 不審者の立入りを受けつつ重大な結果に至らなかったときであっても、再度の立入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えるとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記（１）の体制を確保する。

福祉避難所について

福祉避難所とは

- 福祉避難所とは、既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のことです。
- 一般的には、2次避難所として位置付けられ、小学校等の避難所での生活が困難で、福祉避難所の開設が必要と判断した場合、市町村が施設管理者に開設を要請します。
- なお、市町村が行う福祉避難所の指定に際しては、市町村と施設管理者との間で設置の手続きや支援内容等を十分に調整した上で、福祉避難所の指定に関する協定を締結します。

岐阜県内の福祉避難所について

- 岐阜県内では、現在、全ての市町村に福祉避難所が指定されており、県内で479箇所が指定されています。(28年6月1日現在)
- そのうち、高齢者施設が294施設(62%)、障害者施設が55施設(12%)を占めています。

福祉避難所の充実・強化にご協力を

- 県では現在、福祉避難所の数を増やし、既に指定された福祉避難所が災害時に機能するよう、市町村とともに福祉避難所を充実・強化する取り組みを進めております。
- 福祉避難所の指定をまだ受けていない施設におかれては、所在市町村にお問い合わせいただき、災害時の要配慮者支援のため、福祉避難所の指定にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。
- また、既に福祉避難所の指定を受けておられる施設におかれましては、平時における訓練や防災備蓄品の確保、資器材の整備など、福祉避難所としての機能向上にご協力をよろしくお願いいたします。

福祉避難所の指定は市町村が実施しておりますので、施設が所在する市町村の福祉部局（防災部局）へお問い合わせください。

県内の福祉避難所集計一覧

H28.6.1現在

No.	市町村名	福祉避難所数	受入予定人員 (人)(※1)	施設数(重複あり)									
				高齢者施設	障害者施設	児童福祉施設	社会福祉施設	その他	特別支援学校	小中学校、高校	公民館	公的宿泊施設	その他
1	岐阜市	47	2,304	38	8	1	0	0	0	0	0	0	0
2	大垣市	23	285	21	2	0	0	0	0	0	0	0	0
3	高山市	1		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	多治見市	47		37	10	0	0	0	0	0	0	0	0
5	関市	29	2,246	15	4	11	0	0	0	0	0	0	0
6	中津川市	33	255	31	2	0	0	0	0	0	0	0	0
7	美濃市	2	30	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
8	瑞浪市	7	235	5	1	0	1	0	0	0	0	0	0
9	羽島市	11	203	5	3	0	3	0	0	0	0	0	0
10	恵那市	8	4,363	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0
11	美濃加茂市	3	90	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1
12	土岐市	5	70	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0
13	各務原市	31	3,369	10	2	0	13	1	0	5	0	0	0
14	可児市	14	695	12	1	0	1	0	0	0	0	0	0
15	山県市	15	192	11	5	0	0	0	0	0	0	0	0
16	瑞穂市	11	299	8	1	1	0	0	0	0	0	0	1
17	飛騨市	9	200	5	0	0	4	0	0	0	0	0	0
18	本巣市	3	350	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	郡上市	80	958	25	7	1	0	0	26	3	0	0	18
20	下呂市	13	320	11	2	1	1	0	0	0	0	0	0
21	海津市	3	3,098	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0
22	岐南町	7	117	4	0	0	2	0	0	1	0	0	0
23	笠松町	3	639	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
24	養老町	1	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
25	垂井町	2	80	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	関ヶ原町	1	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
27	神戸町	4	750	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
28	輪之内町	2	85	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
29	安八町	2	310	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
30	揖斐川町	4	40	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0
31	大野町	8	62	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0
32	池田町	1	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	北方町	6	348	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0
34	坂祝町	2	1,280	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
35	富加町	3	340	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
36	川辺町	2	240	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
37	七宗町	2	105	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	八百津町	15	79	6	2	5	1	0	0	0	1	0	0
39	白川町	4	120	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	東白川村	5	40	1	0	0	3	0	0	1	0	0	0
41	御嵩町	9	72	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	白川村	1	50	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	479	24,659	294	55	22	43	2	26	11	1	0	30

※1 検討中・未定の施設は集計上0人としている

介護人材確保に向けた各種事業のご案内等について

介護人材の確保は、今後の安定した介護サービスの提供に向けた喫緊の課題です。

県では今年度も、介護人材の新規参入に向けたイメージアップ事業や介護職員の離職防止・人材育成等に向けた研修事業等を実施しているところですが、今年度後半から来年度に向けた事業をご案内いたしますので、是非ご活用いただき取組を進めていただけますようお願いいたします。

1 「岐阜県介護人材育成事業者認定制度」への取組について

- ・認定制度は、県が介護人材育成に取組む事業者を認定し公表する制度です。今年度から制度を開始し、105事業者が「取組宣言」を行って取組を実施しています。
- ・取組宣言を行った事業者には、県からコンサルタント派遣等の支援を実施します。まずは「取組宣言」を行い、認定制度に取り組んでいただけますようお願いいたします。

【今後の認定制度説明会の予定】

- 11月18日（金）中濃：関わかさプラザ 12月9日（金）西濃：ソフトピアジャパン
12月14日（水）岐阜：ワークプラザ岐阜 1月18日（水）東濃：パロー文化ホール
2月8日（水）岐阜：ワークプラザ岐阜

2 「再就職準備金貸付制度」の活用について

- ・国の「介護離職ゼロ」に向けた施策の一環として、今年7月から制度開始しています。
- ・対象となる要件をご確認いただき、職員募集の際にご活用いただけますようお願いいたします。

3 岐阜県介護情報ポータルサイト「ぎふ kaiGO！」の活用について

- ・介護の仕事のやりがいや魅力を発信し、役立つ情報をワンストップで提供するため、今年の3月にサイトを開設しました。最新のイベント情報や補助金などの支援情報も掲載しています。
- ・12月以降順次、認定事業者及び認定事業者で働く職員の方々を取材のうえ、特徴的な取組みやインタビューを掲載する予定ですので、ぜひご覧ください。

4 「プリセプター制度等導入支援セミナー」のご案内について

- ・下記の日程で開催しますので、ぜひご参加ください。
※申込多数の場合は先着順といたします。お早めにお申込くださいますようお願い申し上げます。

【今後のセミナーの予定】

- 12月5日（月）大垣市スイトピアセンター 12月6日（火）岐阜市文化センター
1月11日（水）多治見市産業文化センター

5 「岐阜県介護のプロ スキルアップセミナー」のご案内について

- 【開催日等】12月5日（月）13時～ 不二羽島文化センター（羽島市文化センター）
※是非ご参加ください。お早めにお申込くださいますようお願い申し上げます。

6 その他 「ヒートショック」の予防啓発について

- ・あらゆる機会を捉えての周知啓発にご協力をお願いいたします。

岐阜県介護人材育成事業者 認定制度 始まりました

平成28年春スタート

3つの
ステップで
認定

取組宣言

認定への
取組

認定申請

認定取得に向けた取組を支援します

3つの
カテゴリーで
認定

1つ
参入

2つ
育成

3つ
定着

人材確保・職場環境改善のための認定基準です

3つの
グレードで
認定

Grade3

Grade2

Grade1

県内に指定介護事業所を設置する事業者のすべてが参加できます

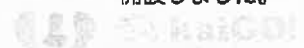
人材の育成と職場環境改善に積極的に取り組む介護事業者を
県が認定・公表し、応援します。

認定制度で目指す職場環境のすがた



- 業務が働きやすい職場
- 資格取得支援と教育がある体制
- 誰もが働き続けられる環境
- 介護の職場の魅力と将来性のPR

ぎふkaiGO!
ウェブサイト
開設しました。



<http://www.gifu-kaigo.jp>

ぜひご覧ください!

詳しくは

岐阜県高齢福祉課

検索

取り組もう!

岐阜県介護人材育成事業者認定制度

メリット
1

働き続けたいくなる
職場づくりを応援します!

- コンサルティングをします
- 職場の改善点を明確にします
- 取組のノウハウを教えます
- 1年間かけてじっくり支援します
- 親身になってサポートします

メリット
2

支援制度が
あります!

- 認定基準を満たすための支援を
します
- キャリア形成を支援します
- 働きやすい職場づくり
を支援します

メリット
3

働きたくなる職場を
紹介します!

- 県の介護情報サイトでPRします
- 介護の魅力をクローズアップして
広報します
- 取組を取材してアピールします

メリット
4

認定を
活用できます!

- 各グレードの認定を行います
- 認定証があります
- さまざまな広報に活用できます

まず、認定取得の取組宣言から始まります!!

※予算の都合で全ての支援を受けられない場合があります

平成28年度岐阜県介護人材育成事業者認定制度実施事業に係る

認定制度普及促進説明会及び個別相談会のご案内

認定制度：求職者や職員にとって事業所の強みとなる取組を県が認めて公表していくことです

認定制度で目指す
介護職場環境改善に取り組みませんか？

- ☆職員が働きやすい職場
- ☆誰もが働き続けられる環境
- ☆資格取得支援と教育がある体制
- ☆介護の職場の魅力と将来性のPR



「介護離職ゼロ」に向けた介護人材の確保につながります

説明会内容

10:00～10:30 認定制度とは

岐阜県高齢福祉課から制度全体についての説明があります

10:30～12:00 職場環境改善、人材育成について

- ・介護事業者のための雇用管理改善ガイドブック
- ・介護人材の採用“27のQ&A”
- ・介護事業所における中間管理者層のキャリア形成に関する研究会報告書の3冊の資料（非売品）を使い支援コンサルタントより説明します。尚、資料は進呈いたします。

13:00～16:30 個別相談会を開催します

専門のコンサルタントが、個別の課題に無料で相談に応じます

参加費無料

説明会開催日と日程

8/26	飛騨：飛騨世界生活文化センター
9/13	西濃：ソフトピアジャパン
9/21	岐阜：ワークプラザ岐阜
10/24	東濃：バロー文化ホール
11/16	飛騨：飛騨世界生活文化センター
11/18	中濃：関わかさプラザ
12/9	西濃：ソフトピアジャパン
12/14	岐阜：ワークプラザ岐阜
1/18	東濃：バロー文化ホール
2/8	岐阜：ワークプラザ岐阜



ご都合に合わせて 別紙「認定制度普及促進説明会チラシ」よりお申し込みください。

H28年度は県内105の事業者が既に取組宣言をしています。

また、その内の48事業者がコンサルタントより支援を受けています。

支援要請の多い項目：人事考課・評価制度、人材育成・キャリアパス研修、階層別研修、プリセプター制度 他

担当：認定制度コーディネーター 村上

申込先
 公益財団法人 介護労働安定センター 岐阜支所
 FAX:058-264-6848



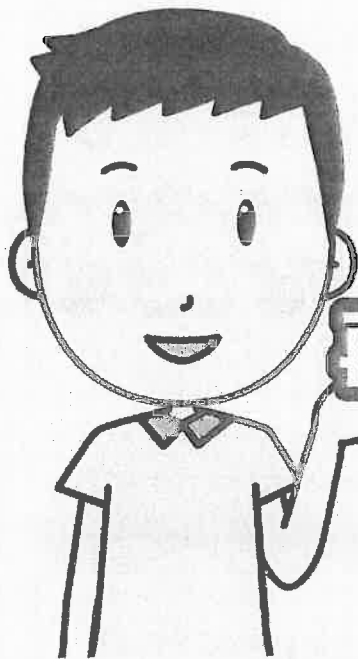
説明会 & 個別相談 申込書
 【岐阜県介護人材育成事業者認定制度】

◆説明はすべて同じ内容になりますので、ご都合の良い日、会場をお選びください。
 ◆希望箇所に“○”を記入の上、申し込みをお願い致します。尚、個別相談会は1事業者あたり1時間を予定します。ご希望が多い場合は相談順、時間等の調整をさせていただきますので予めご了解をお願い致します。

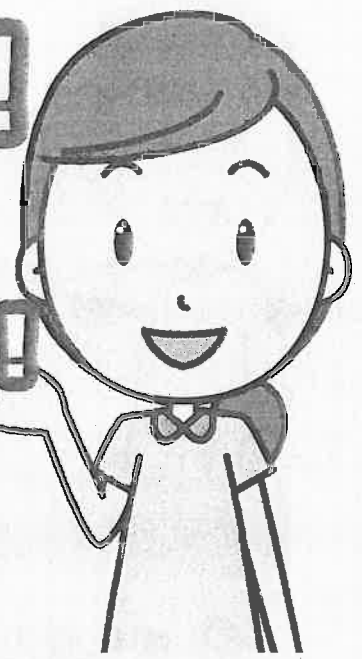
開催日	会場	地域	説明会	個別相談会
			10:00~12:00	13:00~16:30
8月26日	金 飛騨・世界生活文化センター	飛騨	終了しました	
9月13日	火 ソフトピアジャパン	西濃	終了しました	
9月21日	水 ワークプラザ岐阜	岐阜		
10月24日	月 パロー文化ホール	東濃		
11月16日	水 飛騨・世界生活文化センター	飛騨		
11月18日	金 関 わかくさプラザ	中濃		
12月9日	金 ソフトピアジャパン	西濃		
12月14日	水 ワークプラザ岐阜	岐阜		
1月18日	水 パロー文化ホール	東濃		
2月8日	水 ワークプラザ岐阜	岐阜		

参加事業者名		住所	〒 -
担当者	部署/役職:	電話番号	
	氏名:	FAX	

参加者	部署/役職	氏名
1		
2		
3		



応援します！
介護業務に
再就職する皆さん！



すべて無利子で
お貸しします！

ただし返還期間を過ぎると延滞利子が発生します。

介護職員等再就職準備金 貸付制度のお知らせ

対象

- 1 岐阜県内に住民登録し
- 2 介護実務経験が1年以上あり
- 3 介護福祉士または実務者研修、介護職員基礎研修、介護職員初任者研修、訪問介護員（ホームヘルパー）1級、2級等の修了資格を持ち
- 4 岐阜県福祉人材総合対策センターに登録をして利用計画書を提出し
- 5 岐阜県内の介護職員処遇改善加算を行っている事業所・施設または岐阜県介護人材育成事業者認定制度において認定されている事業所・施設で再就職する方

貸付額

再就職準備金 … 総額**20万円以内**（一人当たり一回限り）

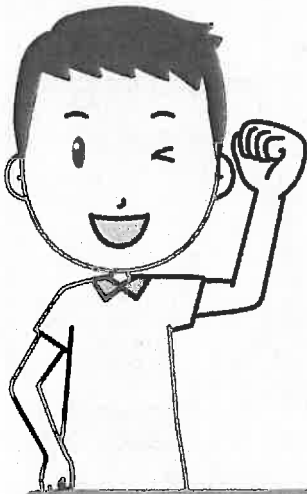
さらに

岐阜県内で介護業務に
2年間従事すると、

全額返還免除！

※免除の
要件は裏面を
ご覧ください。

岐阜県介護職員等再就職準備金貸付制度とは、国及び岐阜県の補助を受け、岐阜県社会福祉協議会が介護職員等の再就職をサポートする制度です。



下記の条件を満たした場合、 貸付金の全額が免除 になります!

返還免除条件

- ① 岐阜県内の施設(被災地である岩手県・宮城県・福島県または、国立の施設)において
- ② 介護の業務に従事し
- ③ 以後継続して2年間当該業務に従事した場合に

貸付金の全額が返還免除されます。



申請方法

再就職する日までに福祉人材総合対策センター(岐阜県社協)に
求職登録し「再就職準備金利用計画書」を提出してください。
再就職決定後、福祉人材総合対策センターに申請してください。

お問い合わせ

社会福祉法人 **岐阜県社会福祉協議会 福祉人材部**
福祉人材総合対策センター

〒500-8385 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号

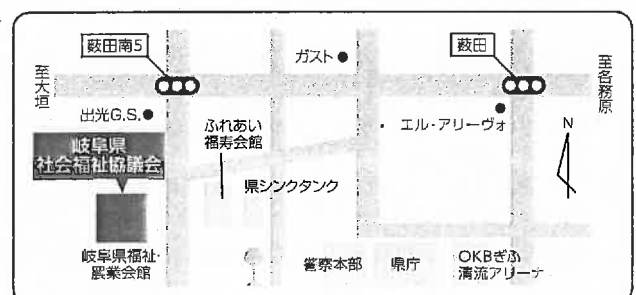
TEL.058-273-1111

ホームページ <http://www.winc.or.jp/>

- JR岐阜駅・名鉄岐阜駅より
岐阜バス 県庁経由「県民ふれあい会館」下車 徒歩1分
- JR西岐阜駅より西ぎふ・くるくるバス「福祉・農業会館南」下車



岐阜県「社協キャラクター」
ともいん



あなたの介護の仕事と学びを応援します。



ぎふkaiGO!

岐阜県介護情報ポータルサイト

介護の仕事のやりがいや魅力を発信し、介護業界で働く人や学ぶ人に役立つ情報をワンストップで提供する岐阜県介護情報ポータルサイト「ぎふkaiGO!」を平成28年3月15日から開設しましたので、お知らせします。

URL : <http://www.gifu-kaigo.jp/>

1 画面イメージ



2 サイトの内容

- (1) 岐阜県介護人材育成事業者認定制度 取組宣言事業者一覧の掲載
- (2) 今年度からは、認定事業者及び認定事業者で働く人取材のうえ、各事業者の特徴的な取組みやインタビューを掲載
- (3) 介護職の魅力を伝えるイメージ動画
- (4) 各種イベント情報の紹介、補助金などの支援情報

参考：認定制度に係る取組宣言事業者の紹介

認定事業者

「岐阜県介護人材育成事業者」に認定された事業者をご紹介します。

※2016年秋より順次公開予定です。

認定を受けるためには、認定制度の取組を行うことを職員・地域の方に公表する取り組み宣言をすることが必要となります。

[認定事業者の検索](#)
[認定事業者の紹介](#)
[一覧を見る](#)

平成28年度取組宣言事業者一覧 <岐阜県介護人材育成事業者認定制度>

※宣言を受け付けた順に掲載しています。

	法人名	〒	所在地	TEL
1	(株)藤の会	509-0252	可児市矢戸67	0574-46-8686
2	(医)仙寿会	501-0425	本巣郡北方町栄町1-27	058-324-8000
3	(有)ヒューマンリレーション	509-0214	可児市広見878	058-389-8260
4	(医)悠久会	501-6041	羽島郡笠松町奈良町119	058-388-3600
5	(医)森西厚生会	501-6062	羽島郡笠松町田代257-3	058-386-0322
6	(株)大東福祉会	503-0835	大垣市東前1-79	0584-82-2800
7	(株)フェリックス	509-0214	可児市広見5-86 アントレG	0574-63-5801
8	(株)雲畑会	496-0874	愛知県津島市江西町1-3-1	0567-28-0294
9	(医)信輔会	503-0264	安八郡輪之内町西郷1330	0584-68-1008

【岐阜県プリセプター制度等導入支援事業委託業務】
**岐阜県介護事業所向けプリセプター制度等導入
 支援セミナー（新人担当者育成支援研修）**

参加
無料

事前
予約制

岐阜県内の介護事業所・施設の新人介護職員の育成・定着に向けて、新人育成担当者向けセミナーを開催します。つきましては、日々ご多用とは存じますが、是非ご出席賜りたくご案内申し上げます。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

※本事業は、岐阜県からの委託を受けて、株式会社マイナビが実施しております。

日程	時間	場所
11/14 (月)	受付開始 9:15~ 開始時間 9:30~17:00	高山市民文化会館 2F 2-3練習室 高山市昭和町1丁目188番地1
11/15 (火)		可児市福祉センター 2F 第一会議室 可児市今渡682番地1
12/5 (月)		大垣市スイトピアセンター 学習館3階 学習室3-1 大垣市室本町5丁目51番地
12/6 (火)		岐阜市文化センター 3F 展示室 岐阜市金町5丁目7番地2
1/11 (水)		多治見市産業文化センター 3F 大会議室 多治見市新町1丁目23番地

※岐阜県内の全ての介護事業所からご参加いただくことが出来ます。

研修内容：新人職員の早期離職防止を図り、新人職員の定着化に向けた支援体制の構築のために、新人育成の技法を学ぶ。

対象者：岐阜県内に所在する介護事業所の新人育成担当者

講師：人事マネジメント研究所 進創アシスト 代表 鷹取敏昭

○ カリキュラム

時間	形式	内容
9:30~11:00	講義 ディスカッション	・プリセプター制度とは、その意義と目的 ・プリセプターの役割と心得 ・新人時代を振り返る
11:00~12:30	講義 ワーク	・新人指導育成の失敗事例と成功事例 ・目標設定の仕方と計画の作り方
(60分)	昼食休憩	
13:30~14:30	ディスカッション ワーク	・「介護」という仕事の「プライド・誇り」 ・出来栄の確認と、上手な助言・指導の仕方
14:30~16:45	講義 ロールプレイ	・プリセプターとしての実践と役立つツール紹介 ・コミュニケーション・基本スキル「(プリセプターとして)聴く」
16:45~17:00	講義	・講師まとめ ・アンケート

【お申込み・お問い合わせ】 FAXまたはメールにてお申込みください。

株式会社マイナビ 名古屋支社 研修企画課 山内宛

TEL : 052-582-1321 FAX : 052-582-2672 E-mail : yamauchi.morito@mynavi.jp

※お申込締切：開催日2日前

【参加申込書】

参加をご希望の方は、下記の必要事項を御記入の上、開催2日前までにご提出ください。

※受講の決定通知は行いませんので、日程・会場をご確認のうえ、ご参加ください。

※申込多数の場合は先着順といたします。お早めにお申込くださいますようお願い申し上げます。

※定員を超えた場合のみ連絡しますので、あらかじめご了承ください。

株式会社マイナビ 名古屋支社 研修企画課 行
F A X 送信先 052-582-2672

参加希望セミナー	月	日	会場
法人名・施設名			
参加者氏名①			
参加者氏名②			
参加者氏名③			
連絡担当者名			
ご住所	〒		
代表者 メールアドレス			
T E L			
F A X			

■個人情報の取扱について■

ご記入いただいた個人情報は、下記の目的にのみ使用させていただきます。

- (1) お申し込みいただいた方に、当該セミナーのサービスをご提供するため
- (2) 上記を行う上で必要な情報の確認やご案内のため

お問合せ先

株式会社マイナビ名古屋支社 研修企画課 山内
 TEL : 052-582-1321 FAX : 052-582-7-2672

第4回

岐阜県介護のプロ

スキルアップセミナーのご案内

介護職員技術交流会

参加無料

日時

平成
28年

12月5日(月)

13:00~16:45(受付12:30~)

会場

羽島市文化センター

〒501-6244 岐阜県羽島市竹鼻町丸の内6丁目7番地

第2部 技術交流分科会

時間 14:10~16:10

技術交流分科会では、入浴・食事・排泄のスキルアップ講習を各3回ずつ行いますのでそれぞれ希望される分科会へ分かれて参加してください。

第1会場 「入浴介助のスキルアップ」

講師: 高野 晃伸氏

中部学院大学短期大学部 准教授



第2会場 「食事介助のスキルアップ」

講師: 野倉 ヤエ子氏

あじさい看護福祉専門学校 非常勤講師



第3会場 「排泄介助のスキルアップ」

講師: 野田 由佳里氏

聖隷クリストファー大学 教授



第1部

講演会

時間 13:00~14:05

テーマ 介護職が誇れる
実践力

講師 野田 由佳里氏

(聖隷クリストファー大学 教授)

●講師プロフィール

聖隷クリストファー大学 社会福祉学部教授
(社会福祉学博士)
介護福祉士のキャリアパス・質の向上、ケアの
思想、在宅福祉、介護福祉学の構築、研修プロ
グラム作成、外国人介護労働者や移乗動作解
析研究など多数の研究活動や論文・著書を執
筆されています。



第3部 全体会

【分科会のとりまとめと職場での取り組みについて】

時間 : 16:10~16:45

コーディネーター: 浅井 タツ子氏

岐阜県介護福祉士会会長 元東海学院大学講師

分科会報告: とりまとめと振り返り

事例発表: 自職場で活かす効果的な実践報告

●主催 / 岐阜県

●申し込み・問合せ先 / 一般社団法人 岐阜県介護福祉士会 TEL.058-322-3971

申し込みは FAX または メール(件名を介護技術交流会)でお願いします。 FAX: 058-322-3972 MAIL: gifukaigo@ark.ocn.ne.jp

12:30～受付

プログラム

第1部 講演会 テーマ 介護職が誇れる実践力

13:00～
14:05

講師 野田 由佳里氏 (聖隷クリストファー大学 教授)

ケアの仕事が持つ本来の魅力ややりがいを、忙しさの中で見失いかけていませんか？
利用者の生活意欲を引き出す場面を検証し、ケアの醍醐味を再確認します。

14:10～
16:10

第2部 技術交流分科会

「入浴介助のスキルアップ」

講師: 高野 晃伸氏
中部学院大学短期大学部 准教授
①14:10～14:50
②14:50～15:30
③15:30～16:10

「食事介助のスキルアップ」

講師: 野倉 ヤエ子氏
あじさい看護福祉専門学校 非常勤講師
①14:10～14:50
②14:50～15:30
③15:30～16:10

「排泄介助のスキルアップ」

講師: 野田 由佳里氏
聖隷クリストファー大学 教授
①14:10～14:50
②14:50～15:30
③15:30～16:10

16:10～
16:45

第3部 全体会

コーディネーター: 浅井 タツ子氏
岐阜県介護福祉士会会長
元東海学院大学講師

- ①分科会のとりまとめと振り返り
- ②事例発表: 自職場で活かす効果的な実践報告～技術向上のための取組み
和光会グループ育成研修課 波田地 智子氏

●会場のごあんない

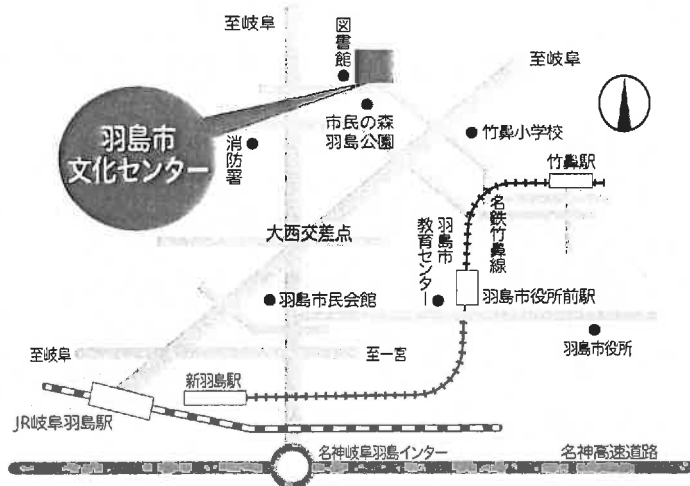
羽島市文化センター

〒501-6244 岐阜県羽島市竹鼻町丸の内6丁目7番地

- 名鉄竹鼻線「羽島市役所前駅」から…徒歩約15分
- 名鉄竹鼻線「竹鼻駅」から…徒歩約15分
- JR東海道新幹線「岐阜羽島駅」から…タクシーで約5分
- 名神高速「岐阜羽島I.C」から…車で約8分

第1駐車場～第7駐車場(総台数531台)

(西側の図書館の駐車場には駐車出来ません)



申込書

FAX 058-322-3972 Mail gifukaigo@ark.ocn.ne.jp

施設名		TEL	
住所	〒	FAX	
		E-mail	
参加者氏名		参加者氏名	
参加者氏名		参加者氏名	
参加者氏名		参加者氏名	

●申し込みは FAX または メール(件名を介護技術交流会)でお願いします。事前の申し込みのない方でも参加できます。

冬は特にご注意ください！！



入浴時の温度管理に注意して ヒートショックを 防ぎましょう



シャワーを
活用した
お湯はり

脱衣所や浴室、
トイレへの暖房器具
の設置や
断熱改修

食事直後・飲酒時
の入浴を控える

入浴時の
ヒートショックを
防ぐ6つの
ポイント

湯温設定
41℃以下

一人での入浴を
控える

夕食前・日没前の
入浴

ヒートショックとは

暖かい部屋から寒い部屋への移動などによる急激な温度の変化によって血圧が上下に大きく変動することをきっかけにして起こる健康被害のことです。

失神や不整脈を起こしたり、急死に至ることもあり、気温の下がる冬場は特に危険です。

入浴時は特に注意



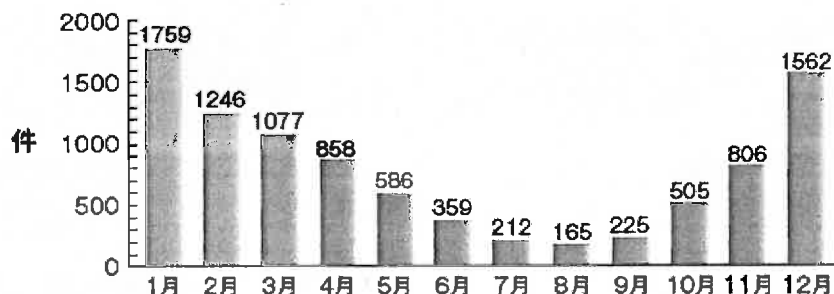
体全体が露出する入浴時はヒートショックが起こりやすくなります。

寒い脱衣室で衣服を脱ぐと、急激に体表面の温度が下がり、血圧は急激に上がります。

その後、入浴すると血管は拡張して、血圧が急激に低下します。この急激な血圧変動が失神を起こす原因の一つで、浴槽内で溺れて亡くなる典型例と言えます。

外気温が低くなる冬場は入浴中に心肺機能停止となる人が夏場の約10倍にもなります。

入浴中の心肺機能停止者数 (2011年) 全国47都道府県635消防本部



ヒートショックの危険性が高い人

①高齢者

元気な方でも血圧が変化しやすく体温を維持する生理機能も低下しています。

②高血圧の方

血圧の急激な変動による低血圧が起きやすく、意識を失うおそれがあります。

③糖尿病や脂質異常症の方

動脈硬化が進行している可能性から血圧の変化に注意が必要です。

問い合わせ 担当課: 岐阜県健康福祉部高齢福祉課長寿社会推進係
TEL: 058-272-8289 / FAX: 058-278-2639
E-mail: c11215@pref.gifu.lg.jp

高齢者の権利擁護について

岐阜県健康福祉部高齢福祉課

【はじめに】

高齢者の虐待を防止し、養護者の支援に関する施策を推進することで、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的として、「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成17年に制定されました。

養介護施設の従事者は、日々、高齢者と向き合い支援をする立場にあるため、上記の法律を知っておくことが必要です。

【現状】

平成26年度の高齢者虐待に係る相談、通報受理件数は336件でした。

内訳は、325件(96.7%)が養護者によるもの、11件(3.3%)が養介護施設従事者等によるものでした。

このうち、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例は222件、被虐待者は227人でした。内訳は、養護者によるものが219件で、養介護施設従事者等による虐待は3件でした。虐待があった施設は、特別養護老人ホームが2件、通所介護等が1件でした。

*養介護施設従事者等とは、老人福祉施設、有料老人ホーム、老人居宅生活支援事業、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設、地域包括支援センター、居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業の業務に従事する者です。

*高齢者虐待の現状については、岐阜県のホームページに掲載されています。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/horei/11215/koureishagyakutaikouhyou.html>

トップ>子ども・医療・福祉>高齢者>法令・計画等>高齢者虐待防止法に基づく公表

【養介護施設・事業所、従事者の責務と役割】

○虐待防止のための研修の実施、苦情処理体制の整備、その他の措置を講ずること
(高齢者虐待防止法20条)

○施設等従事者は、養介護従事者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際は、速やかに市町村に通報しなければならない。(高齢者虐待防止法第21条1項)

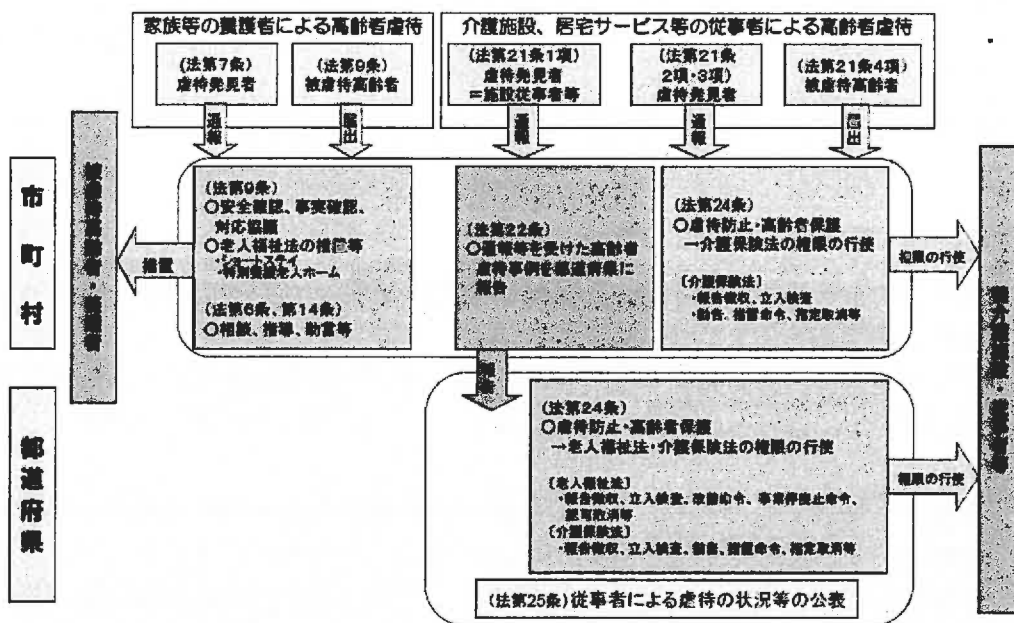
- ・通報者は保護されており、上記の通報は虚偽及び過失の場合を除き、刑法の秘密漏えいその他の守秘義務違反にはあたらないとされています。
- ・通報等を行った場合は、通報等を理由として解雇その他の不利益な扱いを受けないこととされています。

【高齢者虐待に該当する行為】（高齢者虐待防止法第2条第5項）

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ又は生じる恐れのある暴行を加えること	暴力、食事の際に職員の都合で本人が拒否しているのに口にに入れて食べさせる、緊急やむを得ない場合以外の身体拘束・抑制 等
介護世話の放棄放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長期間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を怠ること	入浴させない、褥瘡ができるなど体位の調整や栄養管理を怠る、医療が必要にもかかわらず受診させない、ナースコール等を使用させない 等
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	怒鳴る、罵る、言動の嘲笑、排泄物などを「臭い」などと言う、子ども扱いするような呼称で呼ぶ、無視、職員の都合でおむつをする 等
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること	性的行為、人前で排泄させたり、おむつ交換をする、その場面を見せない配慮をしない 等
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること	金銭の寄付の共用、使用する金銭の制限をする、立場を利用したの借金

具体例は、「市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き（社団法人日本社会福祉士会編集）」を参考とした。

高齢者虐待防止法に基づく通報、対応等について

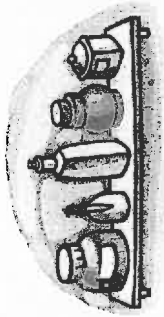


出典：厚生労働省会議資料

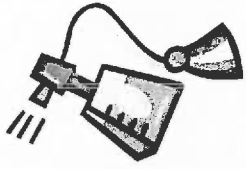
6. 事業所のメールアドレス登録について

- ・ 電子メールを活用し、県から介護事業者の皆様への各種通知、情報提供等を迅速に行うにあたっては、各事業所のメールアドレスを登録していただく必要があります。
- ・ メールアドレスをお持ちで、県へ登録をしていない事業所におかれましては、下記により登録できますので、できる限りご活用ください。
- ・ 県からの通知や照会は、基本的には登録されたメールアドレスへの送信又は県ホームページへの掲載により行いますので、積極的に登録していただくと共に、登録されたアドレスは特に注意してご確認ください。
- ・ なお、登録された後も、メール設定の変更やアドレスの変更などがある場合は、県からのメールが届かなくなる可能性がありますので、届け出ているアドレス情報に関しては、定期的にご確認いただきますようお願いいたします。

- <対象> 県内の介護保険事業所・施設
※ 岐阜市に所在する事業所・施設及び地域密着型を除く
- <届出先> 所管の各県事務所福祉課、岐阜地域福祉事務所
- <提出書類> 「変更届出書（第3号様式）」及び「付表」
※ 介護老人保健施設については、「介護老人保健施設変更届出書（第7号様式）」及び「付表」
- <様式> 県ホームページの以下の場所からダウンロードして下さい。
トップ > 子ども・女性・医療・福祉 > 高齢者 > 介護保険
> 介護保険指定事業者の皆様へ > 様式ライブラリ



香料自粛のお願い



～その香りに困っている方がいます～

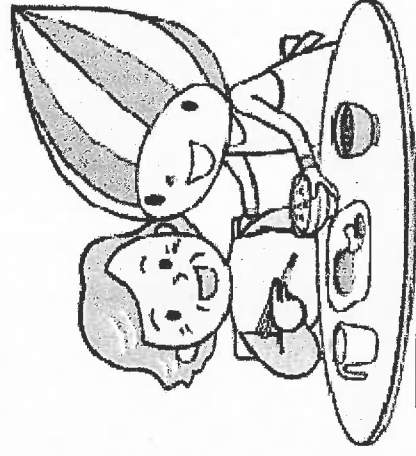
香水・整髪料・柔軟剤・洗剤・シャンプーなどに含まれる**香料**は、アレルギー体質や化学物質過敏症(※)の方など、人によっては、アレルギー症状や喘息、頭痛、めまいなどを誘発することがありますので、ご配慮くださいますようお願いいたします。

※「化学物質過敏症」をご存知ですか？

最初にある程度の化学物質にさらされるか、あるいは低濃度の化学物質に長期間繰り返しさらされて、いったん過敏症になると、その後極めて微量の化学物質に対しても過敏症状をきたすようになります。

建材をはじめ、家庭用品や化粧品などに含まれる化学物質に敏感に反応して、頭痛・めまい、気道や皮膚の症状など様々な症状があらわれるといわれています。

ここに掲示施設名を入力して拡大印刷し、施設出入口付近に掲示してください。



清流ミナモト

「清流の園ぎふ」づくり

シンボルマスコットキャラクター

8. 問合せ先について

- 1、2 … 岐阜県高齢福祉課 介護事業者係
TEL: 058-272-8298 (直通)
- 3 … 岐阜県健康福祉政策課 政策企画係
TEL: 058-272-8260 (直通)
- 4 … 岐阜県高齢福祉課 長寿社会推進係
TEL: 058-272-8289 (直通)
- 5 … 岐阜県高齢福祉課 介護保険者係
TEL: 058-272-8296 (直通)
- 6 … 所管の県事務所福祉課
または岐阜地域福祉事務所

